

令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン

鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例第 9 条の規定に基づく「環境基本計画」

地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条第 3 項に規定される「地方公共団体実行計画(区域施策編)」

鳥取県地球温暖化対策条例第 5 条に規定されている「対策計画」

気候変動適応法第 12 条に規定される「地域気候変動適応計画」



鳥取県
令和 2 年 3 月
(令和 8 年 3 月改訂)



目次

第 1 章 令和新時代とっとり環境イニシアティブプランの基本的事項	1
1 はじめに	1
2 環境を取り巻く情勢の変化	3
3 令和新時代とっとり環境イニシアティブプランの性格と役割・関連計画との関係	8
4 令和新時代とっとり環境イニシアティブプランの目標期間	8
第 2 章 鳥取県の現状と課題(令和新時代とっとり環境イニシアティブプランの実績評価)	10
1 循環型社会の構築	10
2 脱炭素社会の実現	13
3 自然・生物との共生	18
4 生活環境の保全	20
5 環境活動の協働	24
第 3 章 今後の環境施策の展開	26
環境分野における SDGs の達成に向けて	26
Ⅰ 循環型社会の構築	36
Ⅱ 脱炭素社会の実現	39
Ⅲ 自然・生物との共生	46
Ⅳ 生活環境の保全	49
Ⅴ 環境活動の協働	53
参考 1 温室効果ガスの排出量の削減等の計画	57
参考 2 地域気候変動適応計画	60
参考 3 鳥取県の取組方針	65
第 4 章 令和新時代とっとり環境イニシアティブプランの推進体制等	67
1 各主体の連携・役割	67
2 令和新時代とっとり環境イニシアティブプランの進行管理	68

第1章 令和新時代とっとり環境イニシアティブプランの基本的事項

1 はじめに

大量生産・大量消費・大量廃棄を伴う経済社会活動を見直し、社会全体を環境負荷の少ない持続可能な社会に変えていく必要があるとの認識のもと、平成8年（1996年）10月に鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例（以下、「基本条例」といいます。）を制定しました。

この基本条例に基づき、平成11年（1999年）3月に「鳥取県環境基本計画」を策定し、地球温暖化や自然環境の多様性の損失等への対応のため、平成17年（2005年）2月に「鳥取県環境基本計画」を改定、東日本大震災を契機とした新たな環境問題への取組のため、平成24年（2012年）3月に現計画である「第2次鳥取県環境基本計画」を策定してきました。

平成23年度（2011年度）には、『NPOや地域・企業などと連携・協働して、全国をリードする環境実践「とっとり環境イニシアティブ」に取り組む』ことを目標とし、平成23年度から令和2年度までの10年間に講じるべき施策の基本的方向性を示すとともに、平成23年度及び平成27年度（2015年度）にその実行計画である「とっとり環境イニシアティブプラン」を策定し、施策を展開してきました。

2期にわたる「とっとり環境イニシアティブプラン」において、県民の皆さんとともに環境立県を目指して取り組んできた結果、一般廃棄物のリサイクル率の増加【23.3%（平成21年度（2009年度）末）⇒31.2%（平成29年度（2017年度）末）】、県内一般家庭の消費電力をほとんど賄えるほどの再生可能エネルギーの導入【発電容量約66万kW（平成22年度（2010年度）末）⇒約100万kW（平成30年度（2018年度）末）】など全国トップレベルの水準にまで至りました。

一方、第2次鳥取県環境基本計画の策定から9年が経ち、この間に国内外において環境に関連する大きな動きが生じてきました。「持続可能な開発目標(SDGs)の採択」（平成27年（2015年）9月）、「パリ協定の採択」（平成27年（2015年）12月）、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」や「プラスチック資源循環戦略」などの政府による戦略策定（令和元年（2019年）5月～6月）及び「G20での大阪ブルー・オーシャン・ビジョンの採択」（令和元年（2019年）6月）など、環境を取り巻く世界の情勢が大きく変化しました。また、国内外で発現する異常気象や自然生態系の変化等を背景に、気候変動や環境保護への危機意識が世界中で広く共有されるとともに、様々な国の若者が自らの未来を守るべく立ち上がり、持続可能な社会の実現に向けて、行動を起こしています。

令和の新時代の幕開けに際し、この大きな転換に対応すべく、鳥取の豊かな自然と環境を後世に引き継ぎ、持続可能な社会をこの鳥取の地から創造していくため、県、市町村、企業・団体、そして県民の皆さん、あらゆる主体が環境実践に取り組んでいく考えのもと、第2次鳥取県環境基本計画期間終了に先立ち、新たな鳥取県環境基本計画である「令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン」を令和2年（2020年）3月に策定しました。

その後、政府による2050年の温室効果ガス排出量¹を実質ゼロとするカーボンニュートラル宣言（令和2年（2020年）10月）や気候変動枠組条約第26回締約国会議（COP26）におけるグラスゴー気候合意（令和3年（2021年）11月）等により、国内はもとより世界の国々で“脱炭素

¹ 主な温室効果ガスは、二酸化炭素（CO₂）のほかメタン、一酸化二窒素、フロンガスなどがある。

社会の実現”に向けた取組が加速しています。鳥取県においても政府に先駆け、2050年カーボンニュートラル宣言を表明（令和2年（2020年）1月）するとともに、鳥取県気候非常事態を宣言（令和4年（2022年）1月）し、気候変動が深刻な状況に立ち至っている認識を世界と共有し、このまま漫然と破局に向かう選択ではなく、地球と人間が共存する持続可能な未来こそを選択するという決意を明らかにしました。そこで従来から取り組んできた温室効果ガス削減に向けた取組をさらに加速させるため、令和新時代とっとり環境イニシアティブプランを一部改訂し、この計画を県民の皆さんと広く共有します。

さらに、11年間に及ぶ計画期間の中間年に当たる令和8年（2026年）3月には、各種指標の達成状況等を最新のデータに更新するとともに、策定以降の社会情勢の変化や計画の進捗状況等を踏まえ、県民の皆さんにとってより親しみやすく、わかりやすい計画となるよう指標等の見直しを行いました。

2 環境を取り巻く情勢の変化

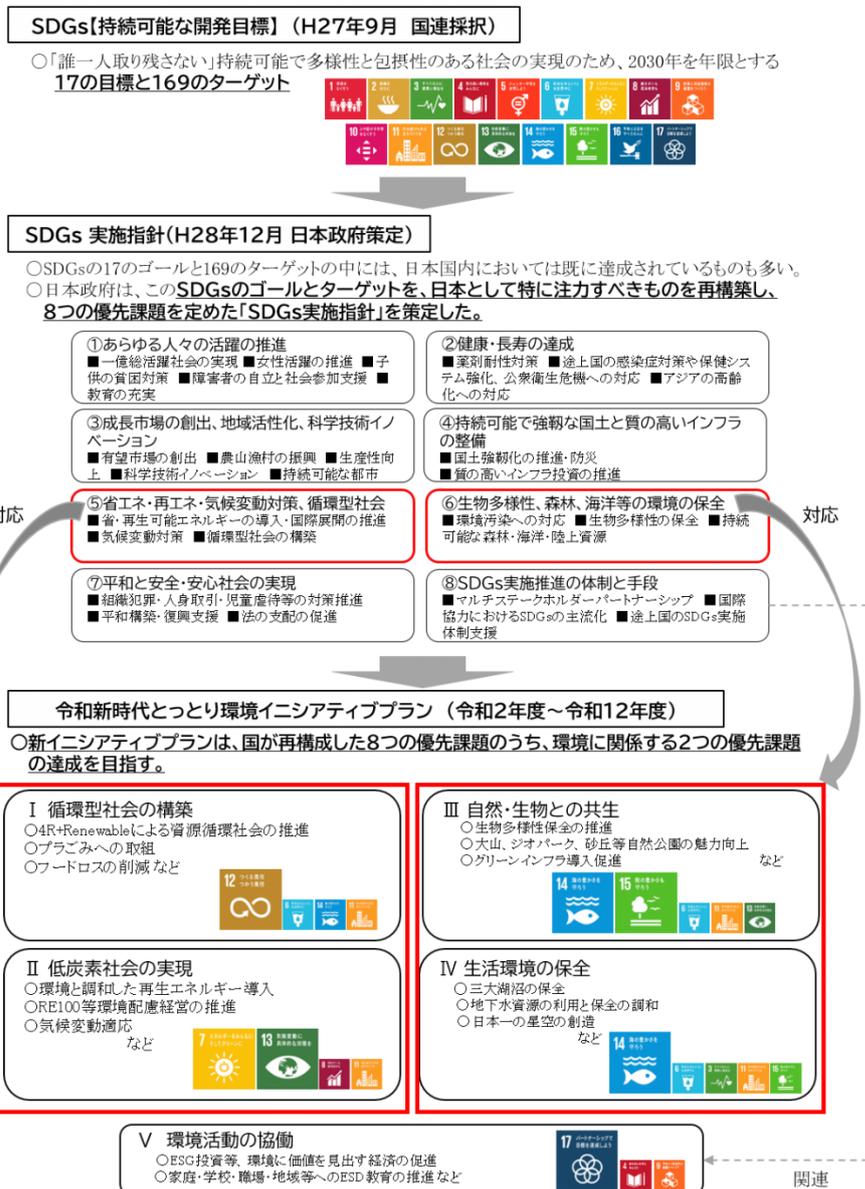
(1)持続可能な開発目標 (SDGs)

SDGs (Sustainable Development Goals) は、平成 27 年 (2015 年) 9 月の国連総会において、全会一致で採択されたもので、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、令和 12 年 (2030 年) を年限として、17 のゴールと 169 のターゲットで構成されています。

SDGs の 17 のゴールと 169 のターゲットの中には、日本国内においては既に達成されているものも多くありますが、そのようなターゲットの中にも、世界全体における達成に向け、日本として国際協力面で取り組むべき課題も多く含まれています。こうした状況のもと、SDGs のゴールとターゲットのうち、日本として特に注力すべきものを再構築し、8 つの優先課題 (取組の柱) を定めた「SDGs 実施指針」が日本政府により策定されました。

「令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン (以下、「本プラン」といいます。)」では、国が再構成した 8 つの優先課題のうち、環境に関係する 2 つの優先課題の達成を目指します。

SDGsと令和新時代とっとり環境イニシアティブプランとの関係性



(2)資源循環

平成 28 年 (2016 年) 5 月に開催された G7 富山環境大臣会合においては、国際的に協調して資源効率性や 3R²に取り組むという強い意志を示した国際的枠組が採択され、「地球の環境容量内に収まるように天然資源の消費を抑制」、「再生材や再生可能資源の利用」等により、資源が効率的かつ持続的に使われる社会を実現することが共通ビジョンとして掲げられました。

日本においても、平成 30 年 (2018 年) に、「第四次循環型社会形成推進基本計画」が策定され、環境、経済、社会的側面の統合的な向上を掲げた上で、「地域循環共生圏³形成による地域活性化」、「ライフサイクル全体⁴での徹底的な資源循環」、「適正処理の更なる推進と環境再生」などを掲げ、その実現に向け概ね令和 7 年 (2025 年) までに国が講ずべき施策が示されました。

(3)循環経済(サーキュラーエコノミー)

循環経済は、従来の 3R の取組に加え、資源投入量・消費量を抑え、ストックを有効活用しながら製品・サービスの価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑制等を目指す経済活動で、欧州連合が 2015 年 12 月にサーキュラーエコノミー・パッケージを公表し、その中で循環経済の概念を打ち出したほか、第 5 回国連環境総会においても 2022 年 3 月に「循環経済に関する決議」がなされるなど、循環経済への移行に向けた取組は世界的な潮流となっています。

日本では、1999 年(平成 11 年)7 月に「1999 年循環経済ビジョン」を策定し、3R の本格導入を提言するなど早くから循環経済への転換を目指してきました。その後、世界的な経済・社会状況の変化を受けて同ビジョンを 20 年ぶりに改定し、令和 2 年(2020 年)5 月に「循環経済ビジョン 2020」を策定しました。この新たなビジョンでは、廃棄物・環境対策としての 3R の延長ではなく、「環境と成長の好循環」に繋げる新たなビジネスチャンスととらえ、ビジネスモデルの転換を図ることが重要とされました。

令和 3 年(2021 年)10 月に改定された「地球温暖化対策計画」においても、地球温暖化対策に寄与する観点から循環経済への移行を加速化することが盛り込まれ、令和 4 年(2022 年)9 月に策定された「循環経済工程表」では、2050 年を見据えた目指すべき循環経済の方向性と、素材や製品など分野ごとの 2030 年に向けた施策の方向性が示されました。

さらに、令和 6 年 8 月に策定された「第五次循環型社会形成推進基本計画」においても、循環経済を重要な国家戦略として位置づけるとともに、令和 6 年 12 月には国を挙げて取り組む具体的な施策が「循環経済への移行加速化パッケージ」としてとりまとめられました。

(4)海洋プラスチックごみ

平成 29 年 (2017 年) 7 月、G20 ハンブルクサミットにおいて、G20 サミットでは初めて海洋ごみが首脳宣言で取り上げられ、「海洋ごみに対する G20 行動計画」の立ち上げに合意しました。その後、平成 30 年 (2018 年) 6 月の G7 シャルルボワサミットでは「海洋プラスチック憲章」が承認され、令和元年 (2019 年) 6 月の G20 大阪サミットでは新たな海洋プラスチック汚染を 2050 年までにゼロにすることを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が共有されました。さらに、同ビジョンは、令和 5 年 5 月の G7 広島サミットにおいて目標達成を 10 年前倒

² リデュース(排出抑制)・リユース(再使用)・リサイクル(再利用)のこと。

³ 各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら、自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方。

⁴ 経済社会の物質フローにおける、原材料調達、生産、流通、使用、廃棄に至るまでの全過程を指す。

しすることで合意するなど、海洋プラスチックごみに対する取組は国際的な潮流となってきました。

このような中、令和4年(2022年)2月には、国連環境総会で法的拘束力のある国際的なプラスチック規制の枠組を策定することが決議されました。この決議を踏まえ、これまで複数回にわたり政府間交渉委員会が開催され、法的拘束力のある条約策定に向けた協議が行われていますが、各国間の意見の隔たりが大きく、今なお合意に至っていません。

日本においても、3R+Renewable⁵を基本原則とした「プラスチック資源循環戦略」(令和元年(2019年)5月)を策定するとともに、G20大阪サミットを前に新たな海洋汚染を生み出さない世界の実現を目指すための具体的取組をまとめた「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」が策定されました。

令和4年(2022年)4月には、こうした海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題等への対応として、プラスチック製品の設計から廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組(3R+Renewable)を促進するための「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(プラスチック新法)」が施行されます。

さらに、令和8年(2026年)4月には、一定量の自動車、家電製品、容器包装を製造・販売する企業に対して、新たに再生プラスチックを原材料として使用することを義務づける「資源の有効な利用の促進に関する法律」の改正法が施行されます。

(5)地球温暖化の防止・気候変動への適応

平成27年(2015年)12月、気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)において、「パリ協定」が採択されました。世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力をすること、今世紀後半に温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と吸収源による除去量との均衡(世界全体でのカーボンニュートラル⁶)を達成することを目指すこと等が規定され、歴史上初めて、全ての加盟国が温室効果ガスの削減に取り組むことを約束した枠組みとして世界の注目を集めました。

日本においても、平成28年(2016年)5月に策定された地球温暖化対策計画の中で、令和12年度(2030年度)の温室効果ガスの削減目標を、2013年度比で26.0%減とする中間目標と、令和元年(2019年)6月に閣議決定された「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」において、令和32年(2050年)までに、80%の削減に大胆に取り組むことを掲げました。

そして、令和3年(2021年)11月、気候変動枠組条約第26回締約国会議(COP26)において、「グラスゴー気候合意」が採択され、平均気温上昇の幅を1.5℃以内に抑える努力を追求し、今世紀半ばのカーボンニュートラルとその重要な経過点となる2030年に向けて、野心的な対策を各国に求めることが盛り込まれるなど、世界各国でカーボンニュートラルに向けた取組の加速が求められています。

日本においても、令和2年(2020年)10月には菅首相(当時)が2050年の温室効果ガスを実質ゼロとするカーボンニュートラル宣言を表明するとともに、気候変動サミット(令和3年(2021年)4月)において各国が2030年までの温室効果ガスの削減目標の大幅な引き上げを表明する中、国も従来の削減目標を大きく引き上げ、「2013年度比で46%削減、さらに50%削

⁵ 「再生可能な」という意味。

⁶ ライフサイクルの中で、二酸化炭素の排出と吸収がプラスマイナスゼロになることを指す。

減の高みを目指す」とする目標を表明しました。

政府は、この新たな削減目標の達成に向けて、「地球温暖化対策の推進に関する法律」の一部改正（令和3年（2021年）5月）を行い、「2050年カーボンニュートラルの実現」を明記して政策の継続性・予見性を高めるとともに、地域の再生可能エネルギーを活用した脱炭素化の取組や企業の脱炭素経営を促進するための仕組みを創設しました。

さらに既存技術を活用した徹底した省エネと再生可能エネルギーの最大限の導入により、2030年度までに全国津々浦々に脱炭素ドミノを起こすことを目的とした「地域脱炭素ロードマップ」を策定（令和3年（2021年）6月）しました。政府はこのロードマップに基づき、地域特性に応じて民生部門の温室効果ガス排出量の実質ゼロ等を目指すモデル地域を「脱炭素先行地域」として選定する制度を開始し、令和7年度末までに全国で100か所を選定する目標を掲げています。

加えて、新たな2030年度削減目標の裏付けとなる対策・施策を明記するなど新目標実現の道筋を描いた「地球温暖化対策計画」の改定（令和3年（2021年）10月）、「2030年度におけるエネルギー需給の見通し」について再生可能エネルギーの電源比率を約4割に増やすなどエネルギー政策の道筋を示した「第6次エネルギー基本計画」が決定（令和3年（2021年）10月）されました。

また、地球温暖化に起因すると考えられる気候変動の影響による被害の防止・軽減等を図る気候変動への適応策を促進するため、平成30年（2018年）12月1日に「気候変動適応法」が施行され、温暖化の緩和策を進める地球温暖化対策の推進に関する法律とあわせ、車の両輪として気候変動対策が推進される法的仕組みが整備されました。

その後、パリ協定に基づく国際公約の更新に合わせ、令和7年2月に「地球温暖化対策計画」を改定し、パリ協定の定める1.5℃抑制目標に整合しつつ、2050年カーボンニュートラルに向けた直線的な経路にある目標として、2035年に60%、2040年に73%の温室効果ガス削減（いずれも2013年比）を目指すことが決定されました。この新たな計画は、同時策定された「第7次エネルギー基本計画」、「GX2040ビジョン」とも連動し、従来の太陽光パネルでは設置困難な場所への設置を可能とする「ペロブスカイト太陽電池」、遠浅の海域が少ない我が国においても設置可能な「浮体式洋上風力発電」などの新技術を活用しながら、再生可能エネルギーの最大限導入と脱炭素産業の振興により温室効果ガスの排出削減、電力の安定供給、経済成長の同時実現を一体的に目指すこととしています。

(6)GX(グリーントランスフォーメーション)の促進

日本では令和2年(2020年)10月の「2050年カーボンニュートラル宣言」以降、持続可能な形で温室効果ガスの排出削減を進めるため、GX(排出削減と経済成長の両立を目指す社会変革の動き)が加速しました。

この動きを踏まえ、政府は令和5年(2023年)2月に「GX基本方針」を策定し、徹底した省エネの促進、再生可能エネルギーの主力電源化等を掲げるとともに、「成長志向型カーボンプライシング構想」を掲げました。この構想では、令和8年度(2026年度)から炭素排出に価格を付ける「カーボンプライシング」を導入し、企業間での排出量取引を本格稼働させることに加え、令和10年度(2028年度)から化石燃料に対する賦課金を科すことなど、企業に対してより一層の排出削減を求める内容を盛り込む一方、企業が排出削減に取り組むためのインセンティブとして、

新たな国債を発行して今後 10 年間で 20 兆円規模の GX 投資支援を行うことが盛り込まれました。

さらに政府は、中長期的な方向性を示し、予見可能性を高めることで GX 分野への投資を促すため、令和 7 年(2025 年)2 月に「GX2040 ビジョン」を策定しました。

(7)生物多様性

生物多様性の保全については、生物の多様性を包括的に保全し、生物資源の持続可能な利用を行うための国際的な枠組みを設ける必要性が国連等において議論されるようになり、平成 5 年(1993 年)には、「生物の多様性に関する条約」の発効、平成 22 年(2010 年)には「生物多様性戦略計画 2011-2020」とその個別目標である「愛知目標」が採択されました。

平成 30 年(2018 年)には、生物多様性条約第 14 回締約国会議(COP14)が開催され、愛知目標を含む生物多様性戦略計画 2011-2020 を確実に実施していくための努力を加速させていくことや、令和 2 年(2020 年)以降の新たな生物多様性の世界目標の策定及び実施を支援していくことが記載された「シャルム・エル・シェイク宣言」が採択されました。

その後、令和 4 年(2022 年)12 月、カナダ・モントリオールで生物多様性条約第 15 回締約国会議(COP15)が開催され、2030 年までの新たな世界目標として「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されました。この新たな枠組では、2030 年ミッションとして「生物多様性の損失を止め、反転させ、回復軌道に乗せるための緊急行動をとる」ことが盛り込まれ、2030 年までに陸域と海域の少なくとも 30%以上を保全するという「30by30 目標」などがターゲット(行動目標)に位置づけられました。

日本においても、平成 24 年(2012 年)9 月に「生物多様性国家戦略 2012-2020」が閣議決定され、愛知目標の達成に向けたロードマップを示すとともに、東日本大震災を踏まえた今後の自然共生社会のあり方が示されました。さらに、平成 28 年(2016 年)11 月に「生物多様性国家戦略 2012-2020 の達成に向けて加速する施策」が公表され、愛知目標の中間評価を受けて、防災・減災や持続可能な社会づくり、グリーンインフラ⁷等の観点も踏まえた自然再生の取組の推進など目標達成のための必要な施策がまとめられました。また、環境省は令和 3 年(2021 年)11 月に「ポスト 2020 生物多様性枠組」等の生物多様性に関する目標達成等に貢献するため、産官民による「2030 生物多様性枠組実現日本会議」を設立し、企業や国民の行動変容を促す取組や様々なステークホルダー間の連携を促すための取組を議論、検討することとしています。

さらに、政府は 2030 年までの新たな世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」の達成に向けたロードマップとして、令和 5 年(2023 年)3 月に「生物多様性国家戦略 2023-2030」を策定し、生物多様性の損失を止め、反転させる「ネイチャーポジティブ」を実現するために、30by30 目標を含め、自然資本を守り活用するための行動を実行していくための基本戦略や行動計画を示しました。

30by30 目標の達成に当たっては、国立公園等の保護地域の拡充に加えて、「保護地域以外で生物多様性保全に資する地域(OECM: Other Effective area-based Conservation Measures)の設定・管理を通じて進めていくこととなっており、OECM の具体的な施策として、地域団体等が管理する里地里山や企業が所有する山林など「民間の取組等によって生物多様性の保全が図ら

⁷ 自然環境の持つ多様な機能を人工的なインフラの代替手段や補完手段として活用し、自然環境、経済、社会にとって有益な対策を社会資本整備の一環として進めようという考え方。

れている区域」を「自然共生サイト」として認定する制度を令和5年（2023年）4月から開始しました。

さらに、令和7年からは、自然共生サイトを法制化した「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律」が施行され、国及び地方公共団体並びに事業者、国民の連携の下で、自然共生サイトの取組が推進されることとなりました。

また、政府は令和6年（2024年）3月に「ネイチャーポジティブ経済移行戦略」を策定し、ネイチャーポジティブの取組が企業にとって単なるコストアップではなく、経済の成長につながるチャンスであることを示し、実践を促すため、ネイチャーポジティブ経営への移行の必要性やビジネス機会の具体例などをとりまとめました。

3 令和新時代とっとり環境イニシアティブプランの性格と役割・関連計画との関係

本プランは、「基本条例」第9条の規定に基づく計画として位置付けられており、環境保全及び創造を計画的に推進するための「目標」、「施策の方向」を示すこととされています。

このことから本プランは、令和12年度（2030年度）の未来を見越し、「鳥取県廃棄物処理計画」、「鳥取県生物多様性地域戦略」など、環境に係る個別計画の要素を盛り込んだ長期計画として環境政策の大きな方向性を示すとともに、「輝く鳥取創造総合戦略」、「鳥取県の将来ビジョン」⁸を環境の面から支持・補完します。

また、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第3項に規定されている「地方公共団体実行計画（区域施策編）」、鳥取県地球温暖化対策条例第5条に規定されている「対策計画」及び気候変動適応法第12条に規定される「地域気候変動適応計画」としても位置づけています。（図1参照）

4 令和新時代とっとり環境イニシアティブプランの目標期間

令和2年度からSDGsの目標達成年度である令和12年度末（2030年度末）までの11年間とし、中間年に評価を行い、施策や目標等必要な見直しを実施します。

また、中間年に限らず、社会情勢の変化等があった場合は、必要に応じて見直しを実施します。

⁸ 鳥取県では、地方創生を実現する鳥取県の目指す姿を県民の皆様と共有し、ともに取組を進めるための長期の方針をまとめた「鳥取県の将来ビジョン」、それを実現するための指針として「輝く鳥取創造総合戦略」を策定している。

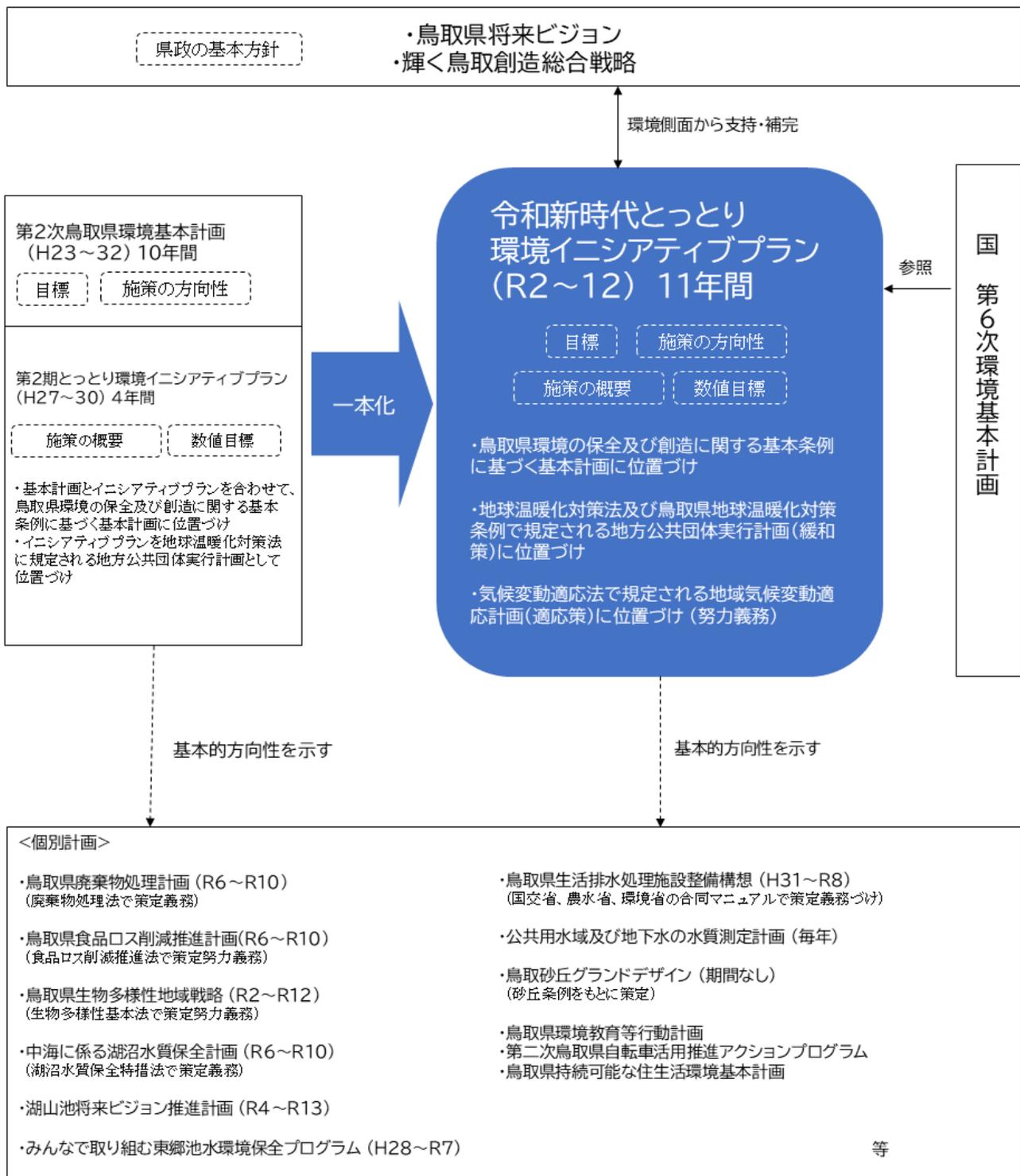


図1 令和新时代とっとり環境イニシアティブプランの体系的な位置関係図

第2章 鳥取県の現状と課題

「令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン」の実績評価

本章では、「令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン」の施策の取組状況（令和2年～令和6年）に関する検証結果について、次のとおり整理します。

I 循環型社会の構築

① 1人1日あたりのごみ排出量

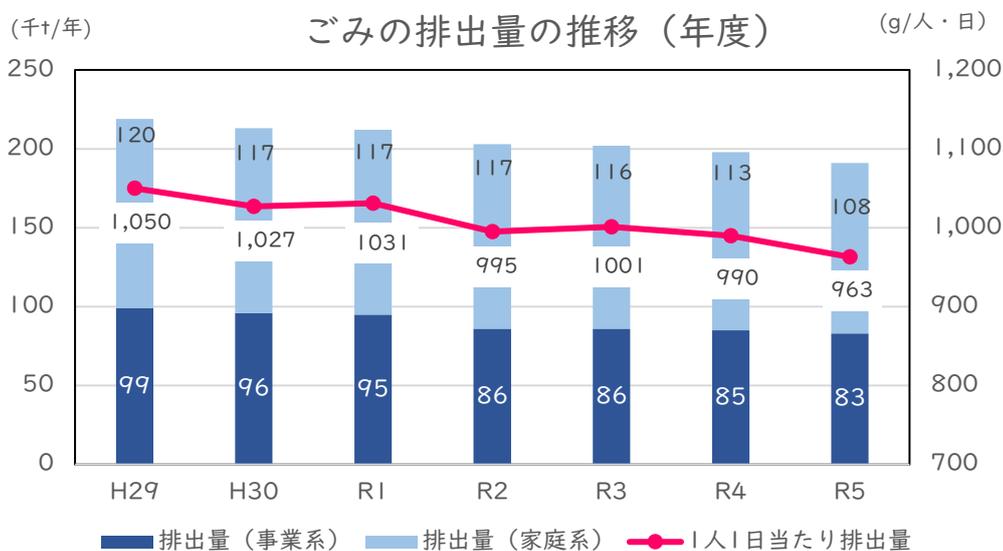
② 一般廃棄物のリサイクル率

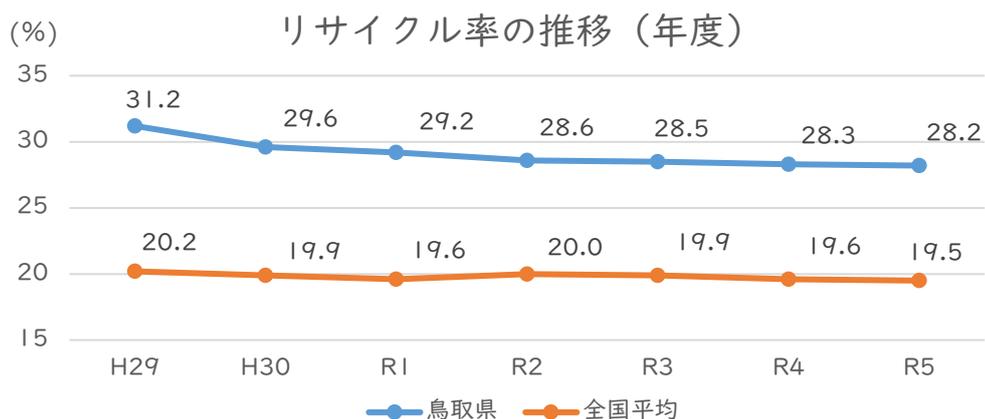
<取組>

- ・循環型社会の推進について、県民を対象に「とっとりエコフォーラム」の開催や、「プラスチックごみの排出抑制や再資源化」「食品ロスの削減」をテーマとしたポスターコンクール、ごみ拾いをしながらジョギングするプロギング、歌・絵本等による幼児対象の啓発活動などを行い、意識啓発に努めました。
- ・プラスチックの資源循環に向けて、市町村が行う分別収集等の実証実験等への支援、海のアクティビティや観光事業者等が企画するごみ拾いツアーの支援、マイボトルの使用推進などにより、取組の拡大を進めました。
- ・食品ロスの削減のため、手前どりの普及促進に係るスーパー等のモデル事業、市町村・事業者と連携したフードドライブや民間団体への支援、外食時の食べ残しの持ち帰りキャンペーン、宴会での食べ残しの削減を図る「おいしい！とっとり30・10食べきり運動」に取り組みました。
- ・ごみ減量・リサイクルの実践活動に取り組む市町村及び民間団体に対して経費の一部を支援しました。
- ・市町村の廃棄物処理・リサイクル施設の整備・改良の計画があることから、リサイクル、発電・熱利用、省エネ化等が促進されるよう、必要な助言や情報提供等を行いました。

<評価>

- ・プラスチック資源の分別収集・再商品化について、実証実験の結果を踏まえて全域での取組を開始予定の自治体があるほか、フードドライブは全市町村が参加することとなり寄付食品の重量も増加するなど、一定の成果がありました。
- ・各種取組等によりごみ排出量は減少傾向を示しており、目標達成に向かっていきます。
- ・リサイクル率は近年横ばい傾向だが、全国平均と比べて高い水準で推移しています。





指標名	現状 令和5年度(2023年度)	目標 令和12年度(2030年度)
1人1日あたりのごみ排出量	963g/日・人	895g/日・人
一般廃棄物のリサイクル率	28.2%	35%

<課題>

- ・1人1日あたりのごみ排出量は減少傾向ですが、目標達成に向けて引き続き取組を継続する必要があります。
- ・リサイクル率は近年28%台で推移しており、全国平均（約20%）と比較すると大きく上回っていますが、目標（35.0%）達成に向けてさらなる取組が必要です。

③ 食品ロス食べきり協力店の登録数

<取組>

- ・食品ロスの削減のため、手前どりの普及促進に係るスーパー等のモデル事業、市町村・事業者と連携したフードドライブや民間団体への支援、外食時の食べ残しの持ち帰りキャンペーン、宴会での食べ残しの削減を図る「おいしい！とっとり30・10食べきり運動」に取り組みました。
- ・外食での食べ残し削減を支援する飲食店や宿泊施設、家庭での食材使い切りを支援する食品小売店等を食べきり協力店として募集し、県HP等で優良事例として紹介することで食品ロスの削減に向けた取組の拡大を図りました。また、登録店等でステッカーやポスター、卓上ポップを掲示し客に周知することで、活動への理解と認知度向上を図りました。
- ・ごみ減量・リサイクルの実践活動に取り組む市町村及び民間団体に対して経費の一部を支援しました。

<評価>

- ・フードドライブは全市町村が参加することとなり寄付食品の重量も増加するなど、一定の成果がありました。
- ・食品ロス食べきり協力店は着実に増加しており、目標達成に近づいています。

指標名	現状 令和6年度(2024年度)	目標 令和12年度(2030年度)
食品ロス食べきり協力店の登録数	240件	300件

<課題>

- ・食品ロスの削減に係る指標として「食品ロス食べきり協力店の登録数」により事業者への取組の広がりを把握してきましたが、食品ロスの削減量についてより具体的に把握できる指標が必要です。

<指標の見直し>

- ・食品ロスの削減量を具体的に把握するための指標として「1人1日あたりの食品ロス量」を新たに設定します。

指標名	現状 令和3年度(2021年度)	目標 令和12年度(2030年度)
1人1日あたりの食品ロス量	94g/人・日	76g/人・日

④ プラごみ削減取組企業等の登録数

<取組>

- ・市町村が行うプラスチック資源の分別収集・再商品化に係る実証実験・検討会等の支援、海のアクティビティや観光事業者等が企画するごみ拾いツアーの支援、マイボトルの使用推進などにより、取組の拡大を進めました。
- ・「とっとりプラごみゼロ」へのチャレンジに協力するプラごみ削減取組企業等を募集し県 HP 等で優良事例として紹介することで、プラごみ削減に向けた取組の拡大を図りました。
- ・ごみ減量・リサイクルの実践活動に取り組む市町村及び民間団体に対して経費の一部を支援しました。

<評価>

- ・プラスチック資源の分別収集・再商品化について、実証実験の結果を踏まえて全域での取組を開始予定の自治体があるなど、一定の成果がありました。
- ・プラごみ削減取組企業等の登録件数は増加しており、目標達成に近づいている状況です。

指標名	現状 令和6年度(2024年度)	目標 令和12年度(2030年度)
プラごみ削減取組企業等の登録件数	68件	100件

<課題>

- ・「とっとりプラごみゼロ」チャレンジに係る指標として「プラごみ削減取組企業等の登録件数」により事業者への取組の広がりを把握してきましたが、より直接的にプラスチックごみの削減につながる指標が必要です。

<指標の見直し>

- ・新たに「プラスチックごみの分別収集・再商品化実施市町村数」を指標に設定した上で、令和12年度には全市町村に取り組んでいただくことを目標とします。

指標名	現状 令和5年度(2023年度)	目標 令和12年度(2030年度)
プラスチックごみの分別収集・再商品化実施市町村数	5市町村	19市町村

II 脱炭素社会の実現

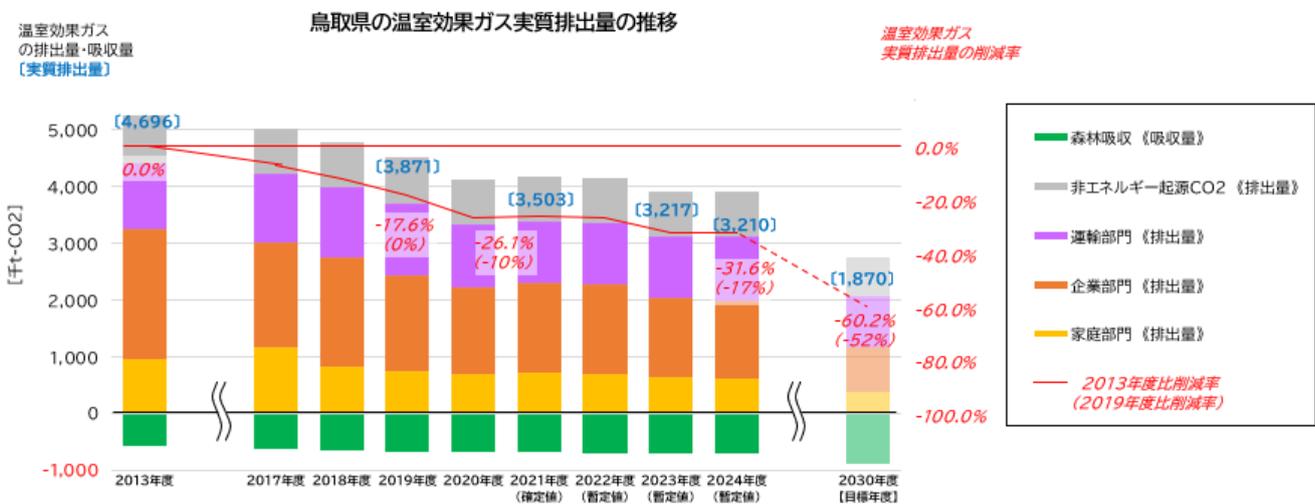
① 温室効果ガスの総排出量(CO₂換算)

<取組>

- ・温室効果ガス削減のため、環境教育や、各種イベント等を通じて県民の再エネ・省エネへの意識醸成に努めました。
- ・各種補助金により、事業者向けに再エネ・省エネ設備の導入を支援しました。

<評価>

- ・令和2年度から令和6年度までで2013年度比約5ポイントの削減を実現しており、令和12年度の目標値まで半分を切っていることから、県内の再エネ・省エネが順調に進んでいます。
- ・部門別で見ると、特に家庭部門、企業部門での削減幅が顕著に表れました。
- ・これは、家庭や企業での省エネルギー化、再生エネルギー化の動きが活発化したことが大きな要因となっていると考えられます。



指標名	現状 令和6年度(2024年度)	目標 令和12年度(2030年度)
温室効果ガスの総排出量 (CO ₂ 換算) (森林によるCO ₂ 吸収量を差引いたもの)	3,210千トン (2013年比31.6%減)	1,870千トン (2013年比60%減)

<課題>

- ・これまでの削減率をキープするのは困難であるため、官民連携した脱炭素社会に向けた取組の強化や、野心的な政策の立案が重要となります。
- ・鳥取県では特に運輸部門の排出量が全国平均と比べても大きいため、この部分をどう減らしていくかがポイントとなります。

② 鳥取県地球温暖化対策条例で規定されている特定事業者のうち温室効果ガスを2013年度比20%以上削減した企業の割合

<取組>

- ・鳥取県地球温暖化対策条例第8条に基づき、特定事業者に対し排出量削減計画書(3年に1回)、事業者達成状況報告書(毎年)の提出を依頼し、提出書類を県ホームページで公開しました。
- ・再エネ100宣言RE Actionに参加する県内企業に対し、省エネ・再エネ設備やEV・充電設備の導入補助を行いました。

<評価>

- ・指標については、令和2年度から令和6年度までの間で徐々に増加傾向にあります。
- ・再生可能エネルギーや省エネ設備等の導入が進み、2013年度に比べると多くの企業で排出量の減少がみられています。

指標名	現状 令和6年度(2024年度)	目標 令和12年度(2030年度)
鳥取県地球温暖化対策条例で規定されている特定事業者のうち温室効果ガスを2013年度比20%以上削減した企業の割合	73.1%	90%

<課題>

- ・事業拡大等が理由で排出量増となっている企業もあり、産業振興と脱炭素経営の両立が課題となっています。
- ・企業によって脱炭素経営や環境配慮に対する意識の浸透度に違いがあります。

③ 需要電力における再生可能エネルギーの割合

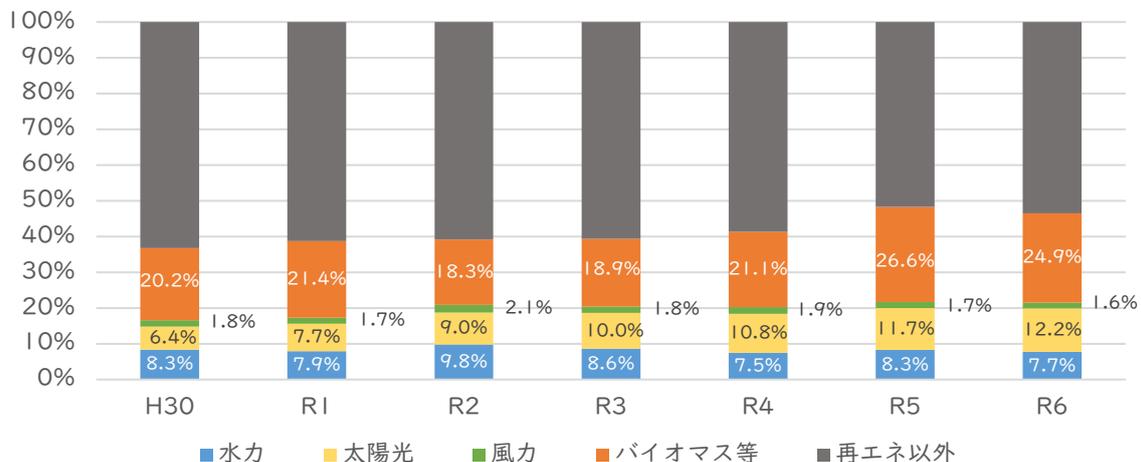
<取組>

- ・鳥取県小規模発電設備等導入推進補助金によって、市町村と連携して住宅向けの太陽光発電設備や蓄電池の導入を支援しました。
- ・再生可能エネルギーに関する理解促進及び普及啓発のため、県民向けのイベントやセミナーを開催しました。
- ・地域の発電事業者や新電力会社と連携した「鳥取スタイルPPA」による自家消費型の屋根貸し太陽光発電の普及を目指し、県有施設での率先導入に取り組みました。

<評価>

- ・住宅向けの太陽光発電設備の導入が順調に進んでいます。
- ・可燃物処理施設でのバイオマス発電所やゴルフ場跡地等を活用した太陽光発電所が稼働するなど、自然環境や地域と調和した再生可能エネルギーの導入が広がっています。
- ・企業での自家消費型の太陽光発電の導入が進み、PPAに取り組む事業者も現れるなど、再生可能エネルギーの地産地消が広がり始めています。

県内需要電力における再生可能エネルギーの割合



指標名	現状 令和6年度(2024年度)	目標 令和12年度(2030年度)
需要電力における再生可能エネルギーの割合	46.5%	60%

<課題>

- ・家庭用太陽光発電設備の導入を推進することにより、家庭での消費エネルギー削減をより一層進める必要がある。
- ・再生可能エネルギーの導入が進んだことで、導入余地となりうる適地が減少し、従来のような開発を伴う大規模な設備の導入は難しくなっています。
- ・電力系統の空き容量不足や再生可能エネルギー発電施設の出力抑制の増加も、今後の導入を妨げる要因となりうる状況です。

④ とっとり健康省エネ住宅性能基準適合住宅(木造新築戸建て住宅の占有割合)

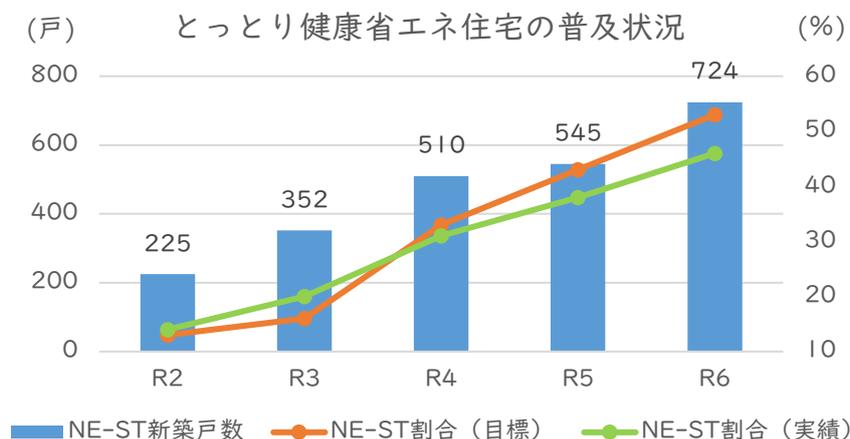
<取組>

- ・国を上回る県独自のとっとり健康省エネ住宅性能基準を策定し、基準を満たす住宅を NE-ST として認定し助成を行いました。
- ・2030年には新築木造戸建て住宅において NE-ST が標準化する目標を掲げ、県民の認知度向上に向け、CM や YouTube、SNS 等を活用した広報を実施しました。
- ・実際に NE-ST の性能を肌で感じることが出来る体感ハウスを製作し、普及イベントを開催しました。

区分	国の省エネ基準	ZEH (ゼッチ)	改修基準『Re NE-ST』	新築基準『NE-ST』		
				T-G1	T-G2	T-G3
基準の説明	2025年義務化基準(H11年策定)	2030年義務化基準	冷暖房費を抑えるために必要な改修レベル	冷暖房費を抑えるために必要な必須レベル	経済的で快適に生活できる推奨レベル	優れた快適性を有する最高レベル
断熱性能(U _A 値)	0.87	0.60	0.48	0.48	0.34	0.23
気密性能(C値)	—	—	— (1.0推奨)	1.0	1.0	1.0
冷暖房費削減率	0%	約10%削減	約30%削減	約30%削減	約50%削減	約70%削減
最大補助額(R6)	-	-	200万円	160万円	180万円	200万円
世界の省エネ基準との比較	寒 ●日本 (0.87)	●今日本	●日本は努力義務 ●欧米は義務化	●今の欧米	●フランス(0.36) ●ドイツ(0.40) ●英国(0.42) ●米国(0.43)	暖

<評価>

- ・様々な媒体を活用した広報と使いやすい助成制度により、NE-ST の認知度が向上し、新たに取り組む事業者が増えています。



指標名	現状 令和6年度(2024年度)	目標 令和12年度(2030年度)
とっとり健康省エネ住宅性能基準適合住宅（木造新築戸建て住宅の占有割合）	46%	100%

<課題>

- ・2030年に新築木造戸建て住宅においてNE-STを標準化するためには、さらなる普及が必要であるものの、資材価格高騰による新築価格の上昇により、NE-STに適合するための掛かり増し工事費の負担を躊躇う施主が一定数おられます。
- ・NE-STの認定では県に登録された事業者が設計・施工することを要件としており、施工は約8割の住宅建設事業者が登録しているものの、実際にNE-STを建設したのは登録事業者の5割にとどまっています。

⑤ 電気自動車(EV,PHV)の普及率

<取組>

- ・EV・PHVの普及に向けた率先導入を加速するため、EV、小型EV、FCVの運用（イベント出展時、出張時等での利用）を行いました。加えて、県庁内の公用車のEV化に合わせて充電コンセントを整備しました。
- ・県庁舎や県有集客施設への急速充電器の整備を実施したほか、運営・保守管理を民間事業者に委託することで、利用者の利便性向上に務めました。
- ・県内のEV充電器の空白地帯を解消するため、市町村に対し公共施設への充電器設置や更新の働きかけを行いました。

<評価>

- ・EV、小型EV、FCVの運用により、よりEV・PHVや水素エネルギーの普及啓発が充実したものとなりました。
- ・県有施設への充電インフラ整備については、順調に更新・新規設置が進んでいます。
- ・令和6年度末時点のEV・PHVの普及率は0.6%で、令和2年度末時点から0.3%増加しました。令和4年7月にEV軽自動車が発売されて以降、普及率は伸びている状況です。

<課題>

- ・EV・PHVの普及が伸び悩んでいます。
- ・充電インフラは着実に整備が進んでいますが、EV・PHVの普及が進まない要因として、価格の高さや航続距離（ガソリン車より短い）による電欠不安等が挙げられます。
- ・2024年以降、世界的にEV需要が鈍化したことから、欧米を中心に普及目標の撤回やガソリン車の廃止期限を延長する動きがみられます。

指標名	現状 令和6年度(2024年度)	目標 令和12年度(2030年度)
電気自動車（EV,PHV）の普及率	0.6%	5%

<指標の見直し>

- ・近年は海外市場におけるEV販売台数が伸び悩むなど状況が刻々と変化しており、EV普及率の予測が難しいことから、電気自動車に限定せず、より身近なHV（ハイブリッド車）を含めた指標に変更します。

指標名	現状 令和6年度(2024年度)	目標 令和12年度(2030年度)
電動車 (EV,PHV,HV) の普及率	19.3%	30%

⑥ 運輸部門における温室効果ガス排出量

<取組>

- ・とっとり EV 協力隊制度を創設し、EV 保有者による給電等のボランティア活動を促進しました。また、併せて災害現場での EV・PHV の活躍を広く周知し、EV・PHV の汎用性・重要性の高さを県民に意識づけました。
- ・EV 普及促進を目的として、県内の EV 充電器の設置などインフラ整備を進めました。
- ・各種イベントに展示する等して、普及啓発を進めました。

<評価>

- ・2018年度と比較して約20万トン削減しており、順調に進んでいます。

指標名	現状 令和6年度(2024年度)	目標 令和12年度(2030年度)
運輸部門における温室効果ガス排出量	1,116 千 tCO ₂	894 千 tCO ₂

<課題>

- ・鳥取県では特に運輸部門の温室効果ガス排出量が全国的に見ても大きいため、引き続き削減に向けた施策の検討が必要です。

II 自然・生物との共生

① 「鳥取県の絶滅のおそれのある野生動植物種のリスト」掲載種の保護

<取組>

- ・令和4年1月に改訂版の「鳥取県の絶滅のおそれのある野生動植物種のリスト（以下「県レッドリスト」という。）を公表しました(2011版と比べ、絶滅種に移行した種が8種、生息状況が改善された種が76種)。
- ・県レッドリストをもとに、令和5年3月に県レッドデータブックを刊行しました。レッドデータブックは県内書店で販売するとともに、市町村等の図書館に配架しました。
- ・絶滅が危惧される種のうち特に保護が必要な種(植物11種)について、捕獲・採取等を規制するため、鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例に基づく特定希少野生動植物に追加指定しました(R5.6月)。
- ・既指定の種も含め特定希少野生動植物(動物7種、植物32種)については、県による保護管理を進めるとともに、民間団体による保全活動を支援しました(追加指定したマイヅルテンナンショウの保護管理を行う団体を1団体認定)。
- ・令和4年度から、県・国が実施する公共事業について、計画段階での生物多様性保全への配慮を進めるための事前協議を行う体制を構築しました。
- ・野生復帰事業を進めているウスイロヒョウモンモドキ(絶滅種)については、地元保護団体と企業とのマッチングを行い、連携して復帰を進めていくための生物多様性保全協定を締結(R6.3月)するなど野生復帰に向けた取組体制を強化しました。

<評価>

- ・改訂版県レッドリストでは、絶滅種に移行した種が8種であったのに対して、生息状況が改善した種が76種と、改善の傾向が見られたが、絶滅危惧Ⅰ類及びⅡ類に選定される種は435種となっており、依然として多くの種の絶滅が危惧されています。
- ・気候変動やニホンジカの生息拡大による生態系への影響が大きくなる中、財政的支援や取組体制の強化など、引き続き絶滅危惧種の保護管理が必要となっています。

指標名	現状		目標
	令和6年度(2024年度)		令和12年度(2030年度)
「鳥取県の絶滅のおそれのある野生動植物種のリスト」掲載種の保護	絶滅危惧種から絶滅種への移行(悪化)を可能な限りゼロにする。		

<課題>

- ・野生動植物の調査や保護活動の担い手が高齢化等により減少し、活動の継続が年々難しくなっていることから、人材育成や企業等とのマッチング等が必要となっています。
- ・県レッドリストは10年周期で改訂されており、次回改訂は令和14年頃を予定していることから、毎年度取組の進捗状況が確認でき、計画期間の終期となる令和12年に取組結果を検証できる指標への見直しが必要です。

<指標の見直し>

- ・「生物多様性国家戦略2023-2030」において、2030年までのネイチャーポジティブ実現に向けた目標の1つとして30by30目標が位置付けており、目標達成のための施策として令和5年度から「自然共生サイト」の認定が進められています。
- ・本県においても自然共生サイトの認定促進に取り組んでいるところであり、『「鳥取県の絶滅のおそれのある野生動植物種のリスト」掲載種の保護』に代わり、毎年度目標達成に向けた進捗状況を確認できる指標として「自然共生サイトの認定件数」を新たに設定します。

指標名	現状 令和6年度(2024年度)	目標 令和12年度(2030年度)
自然共生サイトの認定件数	6件	28件

② 60歳未満の県内狩猟免許所持者

<取組>

- ・県内の狩猟免許所持者を確保するため、狩猟免許試験を年に4回実施し、受験者の学習のために養成講習会も同回数開催しました。
- ・新規免許取得者に対して「新規狩猟者参入促進補助金」で免許取得経費を支援するとともに、新規免許取得者が継続して捕獲活動を行うために、ハンター養成スクールやベテラン指導者とのマッチング事業等を行い、捕獲活動をサポートしました。

<評価>

- ・60歳未満の県内狩猟免許所持者の数は緩やかではあるが増加傾向にあり、令和2年度の953人から令和6年度は168人増加し、40歳代以下の若手層の全体に占める割合も令和2年度の27%から令和6年度は30%に増加しています。

指標名	現状 令和6年度(2024年度)	目標 令和12年度(2030年度)
60歳未満の県内狩猟免許所持者	1,121人	1,300人

<課題>

- ・60歳未満の免許所持者を増やすために免許取得の支援等を引き続き行うとともに継続して捕獲活動が行えるような捕獲技能の向上が必要です。

③ 県の自然保護又は生物多様性保全の取組へのボランティア参加者数

<取組>

- ・鳥取砂丘での除草活動、大山・氷ノ山でのキャリアアップ・ダウン及び生物多様性保全活動（希少種の保護、外来種の駆除）等を実施し、自然保護ボランティア等へ広く参加を促しました。

<評価>

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策のため、一時的に活動を取りやめたことから、参加者数が落ち込みましたが、その後の活動再開に伴い参加者数は増加傾向にあり、令和12年よりも前に最終目標を達成できる見込みです。

指標名	現状 令和6年度(2024年度)	目標 令和12年度(2030年度)
県の自然保護又は生物多様性保全の取組へのボランティア参加者数*	4,045人	5,000人

※特定外来生物（オオキンケイギク等）の除去、自然公園内でのボランティア活動（大山等のキャリアアップ・キャリアダウン、鳥取砂丘ボランティア除草）の参加者

<課題>

- ・参加者、参加団体等が固定化してきていることから、参加者拡大のためには新規参加者の開拓が必要です。

IV 生活環境の保全

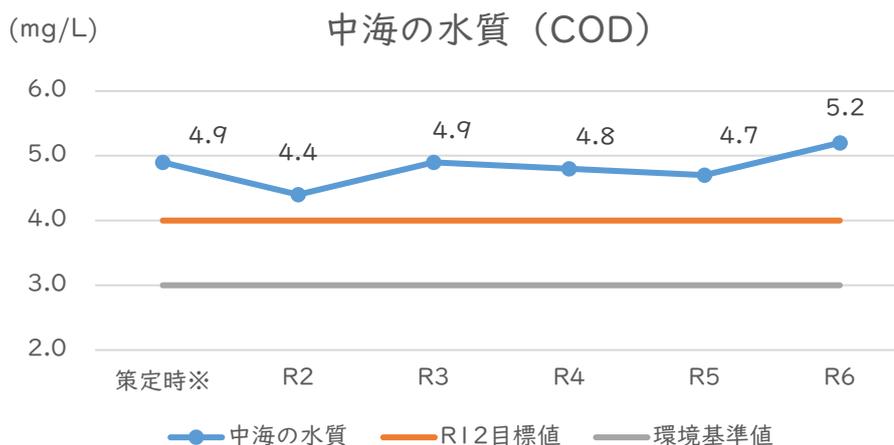
① 中海の水質(COD)

<取組>

- ・第7期中海に係る湖沼水質保全計画に基づき、下水道、農業集落排水施設、浄化槽等の整備等による流入負荷対策の削減を進め、湖内対策として、浅場、藻場の造成及び沿岸域へ覆砂を実施しました。
- ・中海の水質について、毎年、専門家の意見を踏まえて評価を行うとともに、水質汚濁メカニズムの解明や環境改善に向けた調査研究に取り組みました。
- ・米子湾エリアにおける負荷源が水質に及ぼす影響をシミュレーションにより解析し、窪地からの周辺水質への影響の可視化、流入河川や底質等の各汚濁負荷源の水質への影響の可視化を行い、直近の流入河川の影響が大きいことを確認しました。
- ・環境にやさしい農業を推進するため、R2 年度から毎年農地で普及啓発のぼりを掲揚し、農業者へ普及啓発を実施しています。

<評価>

- ・令和元年度に第7期水質保全計画を策定し、国、島根県及び沿岸市等と連携して水質浄化に係る各種施策を実施しました。その結果、水質は長期的には改善傾向にあり、多くの環境基準点で水質目標値を達成していますが、米子湾中央部などで一部未達成となっています。
- ・これまでの各種調査研究により、少しずつ汚濁メカニズムについての知見も得られてきています。今後も長期的な視点に立った各種施策を着実に実施していくことが必要です。



※策定時の数値は H26～H30 の平均値

指標名	現状 令和6年度(2024年度)	目標 令和12年度(2030年度)
中海の水質 (COD)	5.2mg/L	4.0mg/L

<課題>

- ・水質は長期的には改善傾向にありますが、水質目標値の達成には至っていません。特に米子湾中央部の水質は、全ての項目で目標値を達成せず、概ね横ばいで推移しています。
- ・公共下水道の整備などの生活排水の流入浄化対策は、米子市、境港市と連携しながら、引き続き取り組む必要があります。
- ・国や両県、周辺市などが連携し、汚濁原因の解明のため、底質が水質に及ぼす影響調査等モニタリングを継続し、幅広くより効果的な対策の検討を進める必要があります。

<指標の見直し・新たな指標の設定>

- ・第8期水質保全計画の策定（令和7年3月）に伴い、令和12年度の水質目標値を見直しました。
- ・新たに、県民にもわかりやすく、手軽で、見た目にも快適と感じられる指標として「米子湾の透明度」を設定しました。

指標名	現状 令和6年度(2024年度)	目標 令和12年度(2030年度)
中海の水質 (COD)	5.2mg/L	4.3mg/L
米子湾の透明度	1.7m	2.0m

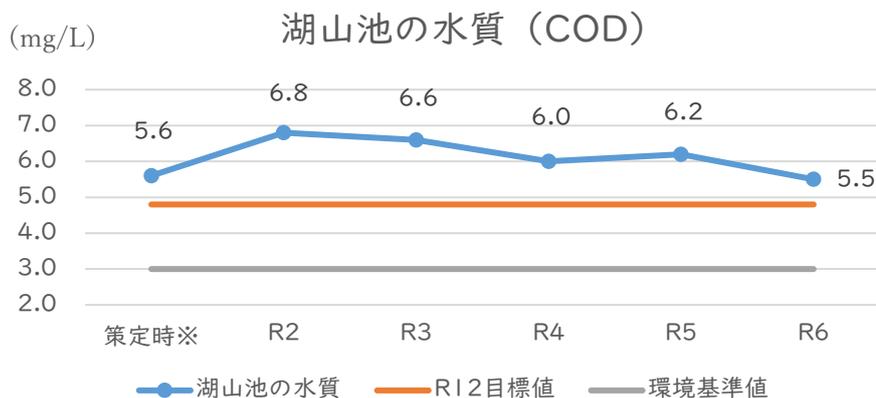
② 湖山池の水質(COD)

<取組>

- ・流入負荷対策（下水道の整備、環境にやさしい農業の推進等）及び湖内対策（水生生物に配慮した護岸整備、湖内の覆砂等）の各種施策を実施しました。
- ・R2年9月には、これまでの水質や生物などの環境モニタリング結果のとりまとめを行い、「汽水化に伴う湖山池の環境等の変化に関する調査報告書」を作成しました。その後も鳥類等の各種生物のモニタリングを継続的に実施しました。
- ・水質のモニタリング調査を継続して実施し、その結果に基づいて水質評価を毎年行いました。
- ・令和5年度から、沿岸部5地点で沿岸透明度及び底層溶存酸素量の測定を行いました。

<評価>

- ・水質は長期的には改善傾向にありますが、水質目標値の達成には至っていません。
- ・H24年度に開始した汽水化により、ヒシ・アオコの抑制による生活環境改善（景観悪化や腐敗による悪臭の解消）など一定の成果を得ています。



※策定時の数値は H26～H30 の平均値

指標名	現状 令和6年度(2024年度)	目標 令和12年度(2030年度)
湖山池の水質 (COD)	5.5mg/L	4.8mg/L

<課題>

- ・流入負荷対策等により、水質は長期的には改善傾向にありますが、水質目標値の達成には至っていま

せん。

- ・汽水化による諸課題（塩分管理、環境変動の追跡・評価、カラスガイ等の保護・保全など）が生じています。
- ・塩化物イオン濃度は概ね目標値の範囲内で管理できましたが、潮位が上昇すると湖内に海水が過剰に流入し、底層の貧酸素化や底質からの栄養塩の溶出により水質が悪化する要因となることから、引き続き湖内の塩化物イオン濃度を注視しつつ、きめ細かな水門操作が必要です。

<指標の見直し・新たな指標の設定>

- ・第4期水質管理計画の策定（令和5年3月）に伴い、令和12年度の水質目標値を見直しました。
- ・県民にもわかりやすく、手軽で、見た目にも快適と感じられる指標として「湖山池（中央部）の透明度」を新たに設定しました。

指標名	現状	目標
	令和6年度(2024年度)	令和12年度(2030年度)
湖山池の水質(COD)	5.5mg/L	4.4mg/L
湖山池（中央部）の透明度	0.8m	1.0m

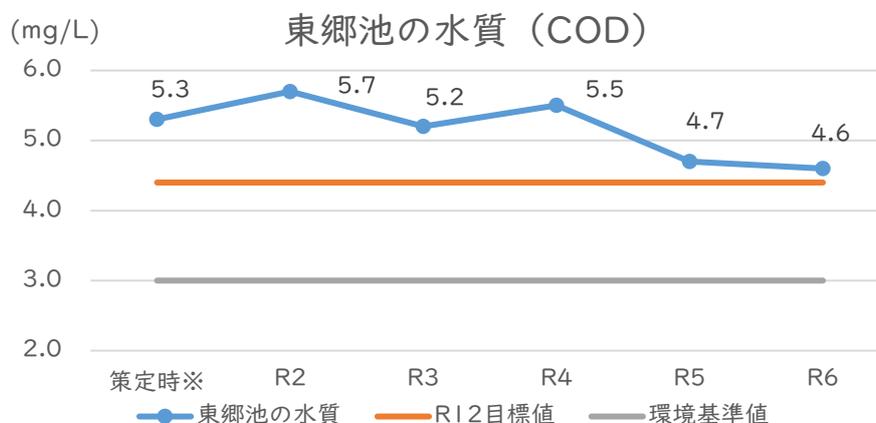
③ 東郷池の水質(COD)

<取組>

- ・第2期東郷池水質管理計画に基づき、流入負荷対策（下水道の接続促進、環境にやさしい農業の推進等）、湖内対策（湖内の清掃、漁協が行う覆砂、浅場造成の支援）に取り組みました。
- ・水質のモニタリング調査を継続して実施し、その結果に基づいて水質評価を毎年行いました。
- ・植物・動物プランクトン調査を毎年実施し、アオコ・赤潮等の発生状況や有毒プランクトンの発生状況等の監視を行いました。
- ・東郷池の水質浄化を進める会（事務局：湯梨浜町）を中心に、在来の水生植物のセキショウモ等の保全に取り組みました。

<評価>

- ・生活排水対策が進み、水質は長期的には改善傾向にありますが、水質目標値の達成には至っていません。しかし、R5、R6年度には目標達成まであと少しの数値まで改善することができました。



※策定時の数値は H26～H30 の平均値

指標名	現状 令和6年度(2024年度)	目標 令和12年度(2030年度)
東郷池の水質 (COD)	4.6mg/L	4.4mg/L

<課題>

- ・東郷池流域では生活排水対策は最大限進められているが、住民に対する更なる家庭での排水対策等の普及啓発や環境保全活動など住民と一体となった取組を強化し、東郷池の長期ビジョンである「豊かで美しい、活力あふれる東郷池」の達成を目指して、各種施策を進めていく必要があります。
- ・東郷池は狭く浅いため、流入海水の影響で塩分濃度が一気に上昇し、シジミ漁や水生植物への影響が懸念されます。

V 環境活動の協働

① 環境マネジメントシステムの導入や環境イニシアティブへの参画等の環境配慮経営に取り組む企業数

<取組>

- ・鳥取県版環境管理システム（以下 TEAS という。）の導入促進に向け、関係団体と連携し、広く周知に取り組みました。
- ・環境教育・学習アドバイザー制度と紐づけることで、学校や自治会への TEAS の導入を促進しました。
- ・RE Action への参加を条件とする補助制度を採用し、環境配慮経営に取り組む企業の支援を行いました。

<評価>

- ・SDGs の理念や ESG 投資の浸透により社会全体で機運醸成が進んだこともあり、環境配慮経営に取り組む企業数は着実に増加しています。

指標名	現状 令和6年度(2024年度)	目標 令和12年度(2030年度)
環境マネジメントシステム ^{※1} の導入 や環境イニシアティブへの参画等の環 境配慮経営に取り組む企業数 ^{※2}	131社	250社

※1：ISO14001、エコアクション21、TEAS等

※2：再エネ100宣言 RE Action、RE100等

<課題>

- ・企業による環境配慮経営の在り方は多様化しているため、ISO14001やTEAS、再エネ100宣言RE Actionに限らず、幅広い環境配慮経営を促進していく必要があります。

② CSR活動・アダプトプログラムの参加者数

<取組>

- ・県内三大湖沼（中海、湖山池、東郷池）では民間団体などが主体となってアダプトプログラムによる清掃活動が毎年実施されており、県も「みんなで守る湖沼の自然環境保全推進事業補助金」等によりその活動を支援しました。
- ・中海では、中海・宍道湖の沿岸5市が主体となり、毎年6月に一斉清掃を実施しています。
- ・鳥取砂丘の美しい自然を守るために、春と秋の年2回一斉清掃を実施しています（主催：鳥取砂丘美化運動協議会）。春は岩戸海岸から千代川河口部まで、秋は「山陰海岸ジオパーク一斉清掃」と題し、岩戸海岸から青谷海岸までを一斉に清掃しました。
- ・とっとり共生の森では、県と地元市町村が連携・協力し、森林所有者と企業等との架け橋となり、県内の森林を企業等による環境保全活動の場として活用していただく取組である「とっとり共生の森」の森林保全活動支援及びPRを行いました。

<評価>

- ・以前は多くの地域住民や関係者が参加していましたが、コロナ禍により中止や規模縮小せざるを得ない状況となり、参加者が大幅に減少しました。コロナ禍終息後、参加者数は徐々に回復しつつある一方、活動を再開できていない団体もあります。
- ・とっとり共生の森では、これまでに県内外の企業・団体23社が参画し、29箇所の森林において保全活動を実施しました。

指標名	現状 令和6年度(2024年度)	目標 令和12年度(2030年度)
CSR活動・アダプトプログラムの参加者数※	8,835人	15,000人

※中海・東郷池・湖山池アダプトプログラム、とっとり共生の森、鳥取砂丘一斉清掃の参加者数の合計

<課題>

- ・参加者の高齢化やコロナ禍による活動休止、参加団体の固定化が進んでいるため、新規参入を増やすための取組が必要です。
- ・とっとり共生の森は、協定満了に伴い活動を終了する参画企業等もあることから、活動の継続（協定更新）に向けた働きかけや新たな参画企業の掘り起こしが必要です。

第3章 今後の環境施策の展開

環境分野におけるSDGsの達成に向けて

SDGsでは、世界中の誰一人取り残されない包摂的な社会を作っていくことが重要であると強調されており、その目標の達成のためには自治体レベルの取組に期待が寄せられています。

本プランは次に示す環境に関連する「目指すSDGsゴール」の達成を念頭に、鳥取の健全で恵み豊かな環境を持続可能なものとし、県民一人ひとりのウェルビーイング⁹を向上させるため、5つの柱で構成しました。

各分野では目指すべき姿を描き、その姿を実現するための施策を立案するバックカスティングの手法により中長期的な取組の方向性を示しています。

これらの取組を進めていくことで、「関連するゴール・ターゲット」の達成、環境省が提唱する「地域循環共生圏」の構築にも繋がっていきます。

I 循環型社会の構築

SDGsゴール12の「つくる責任 つかう責任」は、「持続可能な消費と生産のパターンを確保する」ことを大きな目標としています。このゴールに到達するために、食料廃棄量の半減、廃棄物の発生を大幅に削減することを求めています。そのためには生産工程や消費段階での廃棄物の発生抑制が必要不可欠です。

本県においても、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する循環経済への移行の推進、地域が一丸となってプラごみ排出を抑える「とっとりプラごみゼロ」チャレンジ、余剰食品の有効活用などの取組、行政・企業・県民一丸となった「循環型社会の構築」を進めることで「つくる責任 つかう責任」の達成を目指します。

取組を進めることで、今、世界的にも問題となっている海洋プラスチック問題等への対策ともなり、SDGsゴール14の「海の豊かさを守ろう」等の関連するゴールの達成にも繋がっていきます。

【目指すSDGsのゴール】



SDGsゴール12「つくる責任 つかう責任」 持続可能な消費と生産のパターンを確保する

〈ターゲット〉

- 12.3 2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーン¹⁰における食品ロスを減少させる。
- 12.4 2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。
- 12.5 2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。
- 12.8 2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。

⁹ 「Well-being」のことで、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあること。

¹⁰ 個々の企業の役割分担にかかわらず、原料の段階から製品やサービスが消費者の手に届くまでの全プロセスの繋がりのこと。

【関連するゴール・ターゲット】



SDGs ゴール 6 「安全な水とトイレを世界中に」

すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する

<ターゲット>

6.3 2030 年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する。



SDGs ゴール 11 「住み続けられるまちづくりを」

都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする

<ターゲット>

11.6 2030 年までに、大気の水質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。



SDGs ゴール 14 「海の豊かさを守ろう」

海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する

<ターゲット>

14.1 2025 年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。

II 脱炭素社会の実現

パリ協定の採択と長期成長戦略の制定を受けて、脱炭素のムーブメントが起こっています。

IPCC（国連気候変動に関する政府間パネル）における「第6次評価報告書第1作業部会報告書（令和3年（2021年）8月）」の中で、地球温暖化の原因として、人間活動が大気・海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないと結論付けており、世界平均気温は産業革命以前と比べて2011～2020年で1.09℃上昇したとされ、これは過去10万年で最も温暖だった数百年間の推定気温と比べても前例のないものであり、熱波と干ばつの同時発生、火災の発生しやすい高温、乾燥、強風等の気象条件や極端な降雨や河川氾濫と高潮の組み合わせによる洪水をはじめとした「複合的な極端現象」の発生確率を高めていると指摘されています。また、気温の将来予測については、21世紀半ばに実質CO₂排出ゼロが実現する最善シナリオにおいても2021～2040年の平均気温上昇は産業革命以前と比べて1.5℃に達する可能性があるとする一方、化石燃料依存型の発展の下で気候政策を導入しない、最大排出量のシナリオにおいては、今世紀末までに最大5.7℃の上昇が予測されています。

日本においても猛暑日など極端な高温や大雨の増加等が予測されている中、鳥取県でも中国地方に多くの被害をもたらした平成30年（2018年）7月豪雨、県内の最高気温を24年ぶりに更新した同年の猛暑をはじめ、令和2年（2020年）12月には強い冬型の気圧配置において日本海寒帯気団収束帯が発生したことによる大雪、令和3年（2021年）7月には島根県沖から雨雲が急速に発達し、同じ場所で次々と積乱雲が生じるバックビルディング現象による記録的大雨など、既に気候変動に伴う自然の脅威が増してきています。

このような状況の中、気候変動への危機感を県民の皆さんに共有していただき、CO₂等の温室効果ガスの排出量を減らし「2050年脱炭素社会の実現」へ取組を進めるため、令和4年（2022年）1月に本県は鳥取県気候非常事態を宣言しました。

鳥取県気候非常事態宣言

地球温暖化による異常気象は、わが国はもとより世界を一変させ、鳥取県もその気候変動により非常事態に至っている。

例えば、鳥取県でも、令和2年12月には、強い冬型の気圧配置において日本海寒帯気団収束帯が発生し、山地を中心に湿った重たい雪が降り続いたため、多くの倒木が発生し交通にも支障を生じた。また、令和3年7月には、島根県沖から雨雲が急速に発達し同じ場所で次々と積乱雲が生じるバックビルディング現象が起こり、各地で過去最大雨量をもたらし、小河川からの越水などの被害を生じた。こうした頻発する異常気象の要因は、地球温暖化に伴い日本海全体の海水温が上昇し、かつてないような水蒸気を蓄えた雨雲・雪雲が発達したことにあると考えられる。これらにとどまらず、人類の活動が引き起こした気候変動の影響によって、鳥取県で土砂崩れ、大規模浸水、ため池決壊、農作物被害をはじめ、経済・社会活動やインフラに甚大な被害と大きな損失をもたらすに至っており、根本原因である深刻な気候変動に歯止めをかけることが急務だ。

このため、環境推進活動を展開し、再生可能エネルギーの活用、環境に優しく賢く住まうライフスタイルなどを精力的に推進し、2050年カーボンニュートラル実現を目指すべく、県民、事業者、行政など鳥取県の総力を挙げて行動を起こさなければならない。

よって、鳥取県は、気候変動が深刻な状況に立ち至っている認識を世界と共有し、このまま漫然と破局へ向かう選択ではなく、地球と人間が共存する持続可能な未来こそを選択するという決意を明らかにし、ここに「気候非常事態」を宣言する。

令和4年1月13日

鳥取県知事 平井伸治

SDGs ゴール7の「エネルギーをみんなに そしてクリーンに」では、「すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する」を目標としています。安全でクリーンな再生可能エネルギーが普及することで、持続可能なエネルギー提供ができることとなります。また、再生可能エネルギーに関する取組は、気候変動の緩和策として地球温暖化対策の重要な役割を担っています。

SDGs ゴール13の「気候変動に具体的な対策を」では、「気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る」として、温室効果ガスの排出を原因とする地球温暖化現象が招く世界各地での気候変動やその影響を軽減することを目標としています。

環境や暮らしと調和した再生可能エネルギー導入の推進、地域新電力や蓄電システム等を活用した自立分散型の地域エネルギー社会の構築を目指して取り組むことで「エネルギーをみんなに そしてクリーンに」の達成を目指します。建物の省エネルギー化・ゼロエネルギー化の推進、EV・PHV 普及やモダリティシフト等による CO₂ 削減、気候変動に伴う影響やリスクを軽減させるための施策を推進することで「気候変動に具体的な対策を」の達成に繋がります。

【目指す SDGs のゴール】



SDGs ゴール7「エネルギーをみんなに そしてクリーンに」

すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する

〈ターゲット〉

- 7.1 2030年までに、安価かつ信頼できる現代的エネルギーサービスへの普遍的アクセスを確保する。
- 7.2 2030年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。
- 7.3 2030年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。
- 7.a 2030年までに、再生可能エネルギー、エネルギー効率及び先進的かつ環境負荷の低い化石

燃料技術などのクリーンエネルギーの研究及び技術へのアクセスを促進するための国際協力を強化し、エネルギー関連インフラとクリーンエネルギー技術への投資を促進する。

7.b 2030 年までに、各々の支援プログラムに沿って開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国、内陸開発途上国の全ての人々に現代的で持続可能なエネルギーサービスを提供できるよう、インフラ拡大と技術向上を行う。



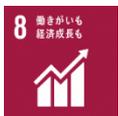
SDGs ゴール 13 「気候変動に具体的な対策を」

気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る

<ターゲット>

- 13.1 全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性(レジリエンス)及び適応の能力を強化する。
- 13.2 気候変動対策を国別の政策、戦略及び計画に盛り込む。
- 13.3 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。

【関連するゴール・ターゲット】



SDGs ゴール 8 「働きがいも 経済成長も」

すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する

<ターゲット>

- 8.4 2030 年までに、世界の消費と生産における資源効率を漸進的に改善させ、先進国主導の下、持続可能な消費と生産に関する 10 年計画枠組みに従い、経済成長と環境悪化の分断を図る。



SDGs ゴール 11 「住み続けられる まちづくりを」

都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする

<ターゲット>

- 11.b 2020 年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靱さ（レジリエンス）を目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を大幅に増加させ、仙台防災枠組 2015-2030 に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う。

Ⅲ 自然・生物との共生

2020 年の国連生物多様性サミットで発足した「リーダーによる自然への誓約」において、持続可能な開発の達成を目的に 2030 年までに「生物多様性を回復の道に導く」と示されたことをきっかけに「ネイチャーポジティブ」の概念が新たに誕生しました。この概念は、生物多様性保全に係る新たな世界目標である「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」や我が国の生物多様性保全に係る基本計画である「生物多様性国家戦略 2023-2030」にも反映され、2030 年までにネイチャーポジティブを実現することが目標として掲げられており、これを達成するための行動目標として 30by30 目標などが位置づけられています。

このような状況を踏まえて、県民および産官学が連携して生物多様性保全を推進し、ネイチャーポジティブの実現に向けた取組を進めるため令和 7 年 11 月に「とっとりネイチャーポジティブ宣言」を行うとともに、宣言に基づく取組を官民連携で取り組むための枠組みとして「とっとりネイチャーポジティブ推進プラットフォーム」を立ち上げました。

とっとりネイチャーポジティブ宣言（抜粋）

私たちは、「鳥取県生物多様性地域戦略」に掲げる「人と自然が共生するとっとり」の実現のため、一丸となってネイチャーポジティブに取り組んでいくことをここに宣言します。

- 地域と企業、団体、大学、自治体等が連携してネイチャーポジティブに取り組むための枠組をつくり、生物多様性保全の推進を通じて、地域課題の解決や新たな地域の魅力や価値の創造に取り組みます。
- 鳥取県の豊かな自然環境を後世に引き継ぐため、希少な野生動植物の保護や自然共生サイトの登録等を推進します。
- ネイチャーポジティブの取組を定着させていくため、自然体験活動や環境教育等を通じて県民一人一人の行動変容を促します。

令和7年11月28日

鳥取県知事 平井伸治

SDGs ゴール 15「陸の豊かさを守ろう」は、「陸上生態系の保護・回復、生物多様性の損失等に歯止めをかける」ことを目標としています。ターゲットでは、生物多様性を確保するために、絶滅危惧種の保護、外来種の侵入防止等の取組が掲げられています。

また、ゴール 14「海の豊かさを守ろう」においても、「海洋・沿岸生態系の保全と持続可能な利用」を推進していくことを目標としています。

これらゴールを達成するため、本県においても、動植物の生息実態の共有と生物多様性の保全に向けた情報発信、生物多様性を維持するための持続的な自然環境の保全、および 30by30 目標の達成に向けた自然共生サイトの認定等に取り組めます。また、県民および産官学が連携して生物多様性がもたらす恵みの持続的な利活用を進めるとともに、地域課題の解決や新たな地域の価値の創造に取り組めます。さらに、鳥取の豊かな自然や環境を活かした地域主体の美しく魅力的な緑のまちづくりを推進するとともに、自然環境と防災・減災力の相乗効果のあるグリーンインフラの導入促進等、生態系の保全と利活用を両面で進めていき、「陸の豊かさを守ろう」「海の豊かさを守ろう」を達成させます。

【目指す SDGs のゴール】



SDGs ゴール 15 「陸の豊かさを守ろう」

陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る

〈ターゲット〉

- 15.1 2020 年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。
- 15.4 2030 年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実に行う。
- 15.5 自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020 年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる。
- 15.8 2020 年までに、外来種の侵入を防止するとともに、これらの種による陸域・海洋生態系への影響を大幅に減少させるための対策を導入し、さらに優先種の駆除または根絶を行う。

- 15.9 2020 年までに、生態系と生物多様性の価値を、国や地方の計画策定、開発プロセス及び貧困削減のための戦略及び会計に組み込む。
- 15.a 生物多様性と生態系の保全と持続的な利用のために、あらゆる資金源からの資金の動員及び大幅な増額を行う。



SDGs ゴール 14「海の豊かさを守ろう」

海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する

<ターゲット>

- 14.2 2020 年までに、海洋及び沿岸の生態系に関する重大な悪影響を回避するため、強靱性（レジリエンス）の強化などによる持続的な管理と保護を行い、健全で生産的な海洋を実現するため、海洋及び沿岸の生態系の回復のための取組を行う。

【関連するゴール・ターゲット】



SDGs ゴール 6「安全な水とトイレを世界中に」

すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する

<ターゲット>

- 6.6 2020 年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼を含む水に関連する生態系の保護・回復を行う。



SDGs ゴール 11「住み続けられるまちづくりを」

都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする

<ターゲット>

- 11.4 世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。



SDGs ゴール 13「気候変動に具体的な対策を」

気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る

<ターゲット>

- 13.1 全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。
- 13.2 気候変動対策を国別の政策、戦略及び計画に盛り込む。
- 13.3 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。

IV 生活環境の保全

SDGs、ゴール 14「海の豊かさを守ろう」では、富栄養化や陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止することがターゲットで挙げられています。海洋に繋がる河川等の公共用水域の水質汚濁等による環境の悪化や生態系への影響を防ぎ、素晴らしい環境を保全していくことが重要です。

三大湖沼の水質改善をはじめ、海へ通じる河川等の良質な水を確保するとともに、水辺環境の「食」・「遊」・「学」を促進するワイズユースの拡大、地域住民や企業等が取り組むアダプトプログラムなどを進め、地域一丸となって保全していきます。あわせて、星空ビュースポットをはじめとする光害の抑制などによる日本一の星空を創造する等、県民生活の基盤となる水・大気環境が良質な状態で確保するための、「生活環境の保全」を進め、「海の豊かさを守ろう」を達成します。

【目指す SDGs のゴール】



SDGs ゴール 14「海の豊かさを守ろう」

海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する

〈ターゲット〉

14.1 2025 年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。

14.2 2020 年までに、海洋及び沿岸の生態系に関する重大な悪影響を回避するため、強靱性（レジリエンス）の強化などによる持続的な管理と保護を行い、健全で生産的な海洋を実現するため、海洋及び沿岸の生態系の回復のための取組を行う。

【関連するゴール・ターゲット】



SDGs ゴール 6「安全な水とトイレを世界中に」

すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する

〈ターゲット〉

6.3 2030 年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する。

6.6 2020 年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼を含む水に関連する生態系の保護・回復を行う。

6.b 水と衛生に関わる分野の管理向上における地域コミュニティの参加を支援・強化する。



SDGs ゴール 3「すべての人に健康と福祉を」

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する

〈ターゲット〉

3.9 2030 年までに、有害化学物質、並びに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。



SDGs ゴール 11「住み続けられるまちづくりを」

都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする

〈ターゲット〉

11.6 2030 年までに、大気の質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。



SDGs ゴール 15「陸の豊かさも守ろう」

陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る

〈ターゲット〉

15.1 2020 年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。

15.5 自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020 年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる。

15.8 2020 年までに、外来種の侵入を防止するとともに、これらの種による陸域・海洋生態系への影響を大幅に減少させるための対策を導入し、さらに優先種の駆除または根絶を行う。

15.a 生物多様性と生態系の保全と持続可能な利用のために、あらゆる資金源からの資金の動員及び大幅な増額を行う。

V 環境活動の協働

SDGs の達成に向けたプロジェクトを実施していく上で、多様なステークホルダー¹¹に参画を呼びかけ、協調的なパートナーシップが必要不可欠であることが、ゴール 17「パートナーシップで目標を達成しよう」として掲げられています。

本県においても、SDGs の推進、主流化のため、多様なステークホルダーとの連携を強化するため「環境活動の協働」がすべての分野に関連する重要な考え方です。

ESG 投資¹²等、環境に価値を見出す経済の促進、企業の率先的な環境配慮経営を推進するとともに、思いやり消費(エシカル消費¹³)の実践や ESD 教育¹⁴を推進することで、県民運動として環境活動を推進します。また、AI や IoT¹⁵等の最先端技術を積極的に活用した研究や技術開発を推進するなど、多くのステークホルダーの参加により取り組んでいきます。

【目指す SDGs のゴール】



SDGs ゴール 17 「パートナーシップで目標を達成しよう」

持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

〈ターゲット〉

17.14 持続可能な開発のための政策の一貫性を強化する。

17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。

【関連するゴール・ターゲット】



SDGs ゴール 4 「質の高い教育をみんなに」

すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する

〈ターゲット〉

4.7 2030 年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。



SDGs ゴール 9 「産業と技術革新の基盤をつくろう」

強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る

〈ターゲット〉

9.5 2030 年までにイノベーションを促進させることや 100 万人当たりの研究開発従事者数を大幅に増加させ、また官民研究開発の支出を拡大させるなど、開発途上国をはじめとする全ての国々の産業セクターにおける科学研究を促進し、技術能力を向上させる。

¹¹ 利害関係者のこと。

¹² 企業経営や成長において、環境(Environment)・社会(Social)・企業統治(Governance)の各々の観点を持った上で配慮が必要だという考え方を評価した上で行う投資。

¹³ 環境、人や社会、地域にやさしい商品やサービスを選ぶ“思いやり”のある買い物の仕方。

¹⁴ Education for Sustainable Development の略で「持続可能な開発のための教育」の意味。

¹⁵ Internet of Things の略。従来インターネットに接続されていなかった様々なモノ(センサー機器、駆動装置(アクチュエーター)、建物、車、電子機器など)が、ネットワークを通じてサーバーやクラウドサービスに接続され、相互に情報交換をする仕組み。

基本的な考え方

鳥取の健全で恵み豊かな自然を持続可能なものにしていくためには、多様化・深刻化してきた環境問題等の解決には、個人一人ひとりの取組、一企業内での取組、特定の地域だけでの単独の取組では難しい状況です。

県民一人ひとりの生活・行動である「暮らし」、県民の活動の拠点となる「地域」、また「暮らし」と「地域」の中に共存する企業等の「経済」、これら3つのステージにおいて、それぞれに関与する人々が、次のような環境に対する意識を高め、相互に補い合いながら取り組むことで、鳥取の健全で恵み豊かな持続可能な社会が可能となっていきます。

各施策を検討するにあたり、各ステージにどのような課題が存在し、どうした取組を行っていく必要があるのか考え、今後の施策の方向性を検討しました。

(1)暮らし

環境課題を解決するためには、県民一人ひとりが率先して環境に配慮した行動をしていくことが重要です。

- 生活の中で、省エネルギー活動やごみを生じない、出さない行動が当たり前実践されている。
- 「安さ」や「便利さ」のみを求める消費から転換し、環境に価値を見出す製品・サービスを求める。
- 誰もが環境保全活動等へ積極的に参加する。

(2)地域

県民や企業など各主体が、持続的に環境に配慮した取組を継続していく、また大きな運動とするためには地域が後押しする社会であることが必要です。

- 環境に配慮した取組が普通となる社会を形成する。
- 県民や企業等を結びつけ、地域全体での気運を醸成する。

(3)経済

環境課題を解決するためには経済との関わりが重要となります。

企業自らの環境に配慮した取組のみならず、産み出す製品・サービスに対しても環境に配慮したものに転換していく必要があります。

- 企業が、利益追求の考え方だけでなく、より一層、環境配慮を重視した ESG 経営にシフトする。
- 地域や県民のニーズを敏感に察知しながら、環境に価値を見出す製品・サービスを積極的に展開する。
- 企業価値を高めるため県民や地域とともに、環境に関する CSR 活動を積極的に実施する。

これら「暮らし」、「地域」、「経済」の3つのステージにおいて、様々なステークホルダーの行動・取組が互いに作用し合いながら、持続的に発展可能な大きな循環を生む仕組みを目指します。

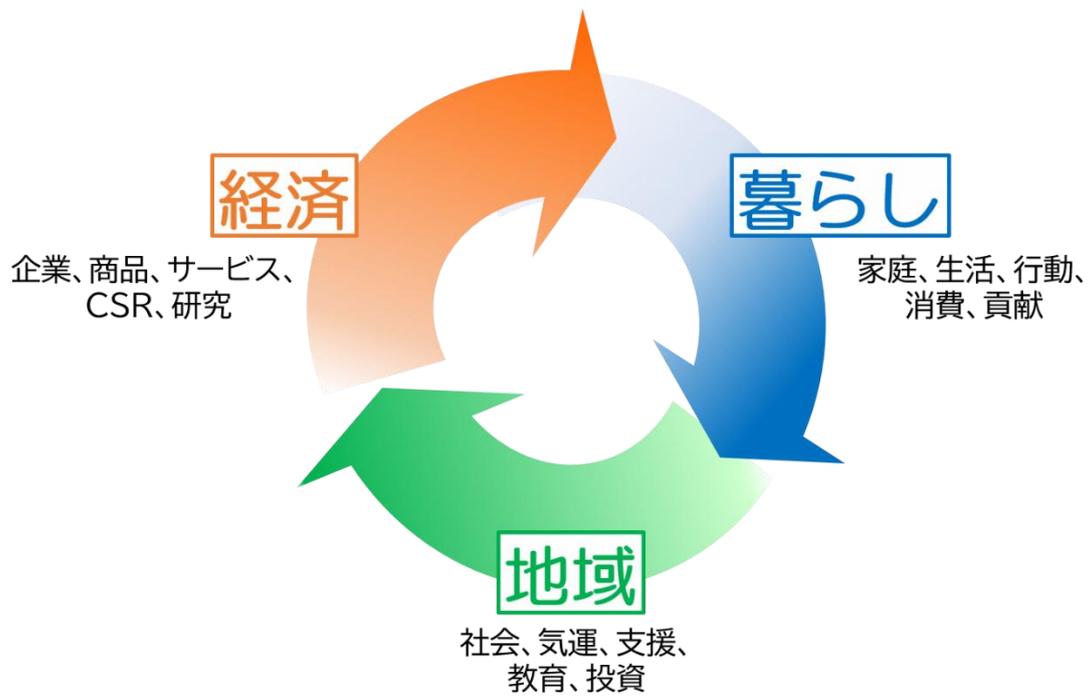


図 2 本県における環境に対する考え方

I 循環型社会の構築



<目指す将来の姿>

- つくる側（生産者）・つかう側（消費者）がそれぞれ責任を持って循環の輪に参加し、地域内での資源の好循環が生まれている。
- プラスチックについて、代替品への切替えやワンウェイ製品の削減を進めることにより、プラスチックごみの排出量や海洋環境等への影響の低減等が図られている。
- 廃棄物が適正に処理され、県民が快適に暮らせる生活環境が確保されている。

取組の方向性

①循環経済(サーキュラーエコノミー)への移行

県民・事業者等のあらゆる活動において、製品のライフサイクル全体を通じた適正な管理により、資源の有効利用が促進され、資源の特性や経済性を踏まえた循環利用が持続的に確保される社会を構築していくことが重要と考えられます。

これまで、「4R+Renewable」（発生抑制、再使用、再生利用、再生可能資源への代替等）を循環型社会形成の取組の柱として進めてきたところですが、今後、更なる成果を上げるため、循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を推進し、持続可能な形で資源の効率的・循環的な有効利用にも取り組んでいきます。

循環経済の取組は、例えば、リサイクル新技術・製品開発への支援、環境配慮商品の購入促進に係る啓発など、製品の設計・製造から販売・使用、廃棄物の処理までの各段階において、様々な主体による取組の推進が必要です。

「持続可能な循環型社会の構築」を基本理念として、県民、NPO、事業者、行政が一体となり、環境保全を前提としたより一層の循環型社会の形成とこれを通じた持続可能な社会の実現を目指します。

<主な取組>

- ・製品の適切な長期利用やリユースを促進しつつ、環境に配慮した製品設計や資源循環に資する新たなリサイクル製品の技術開発、販路開拓など循環経済への移行を推進する取組を支援します。
- ・廃棄物の排出抑制を進めるためには幼少期からの習慣づけが重要であり、環境学習を推進します。また優良事例の取組を表彰・公表し、県民や事業者に対し廃棄物の排出抑制に対する意識の醸成を図ります。
- ・「プラごみゼロ」へのチャレンジ、食品ロスの削減など、官民一体となって廃棄物の減容化に取り組む環境を整え、持続的な取組の定着を図ります。
- ・排出事業者等に対し、環境省が登録する環境カウンセラー等の専門家を派遣することで、食品廃棄物や紙ごみ、紙おむつ等の排出抑制やリサイクルの取組を支援します。
- ・生ごみ等食品廃棄物の処理について、飼料化・肥料化、電気・熱としてエネルギー利用するメタン発酵などの循環利用が行われるよう、これに取り組む企業への情報提供を実施します。
- ・県内産業から発生する未利用の廃棄物資源の活用を調査・研究し、各機関と連携し有効活用される方法を検討します。

②プラスチックの資源循環の促進

経済発展や衛生環境の向上に大きく寄与し、便利な素材であるプラスチック類が、不法投棄などの不適切な処理及び非意図的な流出により、最終的には海洋に到達してしまうマイクロプラスチック¹⁶等の海洋プラスチックごみとして問題視されています。

また、プラスチックの製造・焼却時には温室効果ガスである二酸化炭素（CO₂）が大量に排出されることから、気候変動問題への対応や諸外国の廃棄物輸入規制強化等による産業廃棄物処理の逼迫への対応など、国内におけるプラスチックに係る資源循環の促進等の重要性が高まっています。

製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までのライフサイクルの全般に関わる、あらゆる主体によるプラスチックに係る資源循環の取組を促進する措置を講じ、包括的な資源循環体制の構築を目指します。

〈主な取組〉

- ・生産、販売、購入・使用、廃棄の一連の流れの中で、ごみとして廃棄されるプラスチックを削減する「プラごみゼロ」にチャレンジします。
- ・商品の生産・製造段階において、プラスチック製容器包装・製品の原料を再生材や紙、植物など再生可能な有機資源を原料として使用するバイオマスプラスチック等の再生資源に切り替えるための研究・開発、そうしたものを使用した商品の普及等を図る取組を支援します。
- ・商品の販売段階において、ワンウェイプラスチック製容器包装・製品が不必要に使用・廃棄されることがないようマイボトル等の推進や包装の簡易化など、市町村や企業と連携し販売時におけるプラごみ排出量を削減します。
- ・マイボトル・マイカップの使用や、県内で開催される飲食ブースの設置を伴う催事等での「リユース食器」の使用を働きかける等、プラスチックを使用する県民の意識啓発を図ります。
- ・使用済プラスチックの再資源化のため、事業者等による自主回収や拠点回収などそれぞれの地域において実効性のある持続可能な仕組みの構築を図ります。また、回収された使用済みプラスチックが、品質や性状に応じて水平リサイクル、マテリアルリサイクル、ケミカルリサイクルや熱回収を最適に組み合わせ、資源としての有効利用の最大化を図ります。
- ・家庭から排出されるプラスチックごみの分別収集・再商品化に取り組む市町村に対し、支援等を行います。
- ・プラごみゼロに関する各種イベントや出前説明会等を通じて、県民がプラスチックごみに関する認識を深め、プラスチック製品の使用抑制や分別回収など自ら行動する意識の醸成を図ります。
- ・プラごみ問題に関する啓発 DVD の活用や、環境問題に精通した人材の派遣による事業所や学校等での環境学習により、子どもを含め県民一人ひとりがプラごみゼロに繋がる行動ができる環境を創出します。

③ライフスタイル全般の取組による食品ロスの削減

我が国においては、まだ食べることができる食品が、生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に廃棄され、大量の食品ロスが発生しています。

食品ロスの削減に向けた取組は、資源のスマートな利用、廃棄物の削減に繋がり、またフードバンク¹⁷等の未利用食品等を提供するための活動は、社会貢献の一助にもなります。食品の生産から消費等に至る各段階で、それに関わる様々な主体との連携を図り、余剰食品の有効活用などの取組や、「鳥取県食育推進計画」との調和を図りながら、食ロスの削減を進めます。

〈主な取組〉

- ・幼児期から食べ残しを減らす意識や物を大切にする意識の醸成を図ります。

¹⁶ 環境中に存在する微細なプラスチックごみのこと。海洋に流出したプラスチックごみが紫外線等の作用により微細化し、海洋生物への影響が懸念されている。

¹⁷ 食品の製造工程で発生する規格外品等、企業から福祉施設等へ無償で提供する活動。

- ・手前どりの啓発、消費期限・賞味期限の正しい理解の促進、30・10食べきり運動、余った料理の食べ残し持ち帰りなど食品ロス削減推進に取り組み、消費者及び事業者の食品ロス削減の機運を高めます。
- ・食品等を取り扱う事業者とフードバンク活動を行う団体または個人との間で食品をマッチングする仕組みを構築し、食品ロスの発生を抑制します。
- ・子ども食堂や生活困窮者等の食品を必要とする者への提供を前提としたフードドライブ¹⁸活動への支援を行うとともに、活動の理解と認知度向上を図り、取組の拡大を推進します。
- ・「とっとり食べきり協力店」登録の促進、適正な需要予測等による製造販売の取組の推進など、余剰廃棄を生まない取組を実践する事業者等を支援します。

④技術開発等により資源循環を促進する産業の振興

少子高齢化・過疎化に伴う人口減少による担い手不足は、廃棄物処理業やリサイクル製品製造業など、資源循環を促進する産業においても深刻な影響を及ぼすことが想定されています。

今後、地域社会が持続していくためには、Society5.0¹⁹による新規技術を活用し資源循環を促進する産業の生産性向上を図り、経済発展と社会的課題の解決を両立する社会を確立します。

〈主な取組〉

- ・ごみ出しが困難となった高齢者への対応を図る市町村・事業者の取組を支援し、従来の廃棄物処理体制から高齢化社会に対応したIoT、センシング技術²⁰による収集運搬等の処理システムを持つ廃棄物処理体制へのシフトを促進していきます。
- ・資源回収を最適化するための高度な選別技術の開発等の支援を行います。
- ・鳥取県認定グリーン商品の開発を行う企業等を支援し、新たなイノベーション²¹の市場の創造を促進することにより、資源循環産業の発展に繋がります。

関連する計画

- 鳥取県廃棄物処理計画（鳥取県食品ロス削減推進計画）
- 鳥取県災害廃棄物処理計画
- 鳥取県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画

環境指標

No.	指標名	現状	目標 令和12年度 (2030年度)
1	1人1日あたりのごみ排出量	963g/日・人 (令和5年度(2023年度))	895g/日・人
2	一般廃棄物のリサイクル率	28.2% (令和5年度(2023年度))	35%
3	1人1日あたりの食品ロス量	94g/人・日 (令和3年度(2021年度))	76g/人・日
4	プラスチックごみの分別収集・再商品化実施市町村数	5市町村 (令和5年度(2023年度))	19市町村

¹⁸ 家庭などで余った食品等、家庭から福祉施設等へ無償で提供する活動。

¹⁹ サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会。IoTで全ての人とモノが繋がり、様々な知識や情報が共有され、今までに無い新しい価値を生み出すことで、課題や困難を克服。また、人工知能(AI)により、必要な情報が必要ときに提供されるようになり、ロボットや自動走行車などの技術で、少子高齢化、地方の過疎化、貧富の格差などの課題が克服される

²⁰ センサー(感知器)などを使用してさまざまな情報を計測・数値化する技術。

²¹ これまでのモノ・仕組みなどに対して全く新しい技術や考え方を取り入れて新たな価値を生み出して社会的に大きな変化を起こすこと。

II 脱炭素社会の実現



<目指す将来の姿>

- 再生可能エネルギーが、住民理解のもと、環境と調和しながら導入が進み、自立分散型の地域エネルギー社会が構築されている。
- 再生可能エネルギー由来の水素の活用が進み、新たな産業や雇用が創出されている。
- 2050年二酸化炭素(CO₂)実質ゼロに向けて、「創エネ」「蓄エネ」「省エネ」の相乗効果により、脱炭素社会化が進んでいる。
- 気候変動への戦略的適応等により、地域社会のレジリエンス向上が実現している。

取組の方向性

人間活動を原因とする地球温暖化が一因と考えられる異常気象の発生等によって、世界各地の自然環境や社会・経済活動に様々な影響が生じている中、気候変動対策は国際社会が連帯して取り組むべき使命であると同時に、持続可能な未来に向けて私たち一人ひとりが向き合い、行動すべき重要な課題であるといえます。

平成27年(2015)年のパリ協定及び令和3年(2021)年のグラスゴー気候合意により、「平均気温上昇の幅を産業革命以前と比べて1.5°C以内に抑える努力を追求し、今世紀半ばのカーボンニュートラルと、その重要な経過点となる2030年に向けた各国の野心的な対策の必要性」が国際的に広く共有され、気候変動に対する危機感や意識の高まりは、国や地域・企業を含むあらゆる主体へと拡大しつつあります。

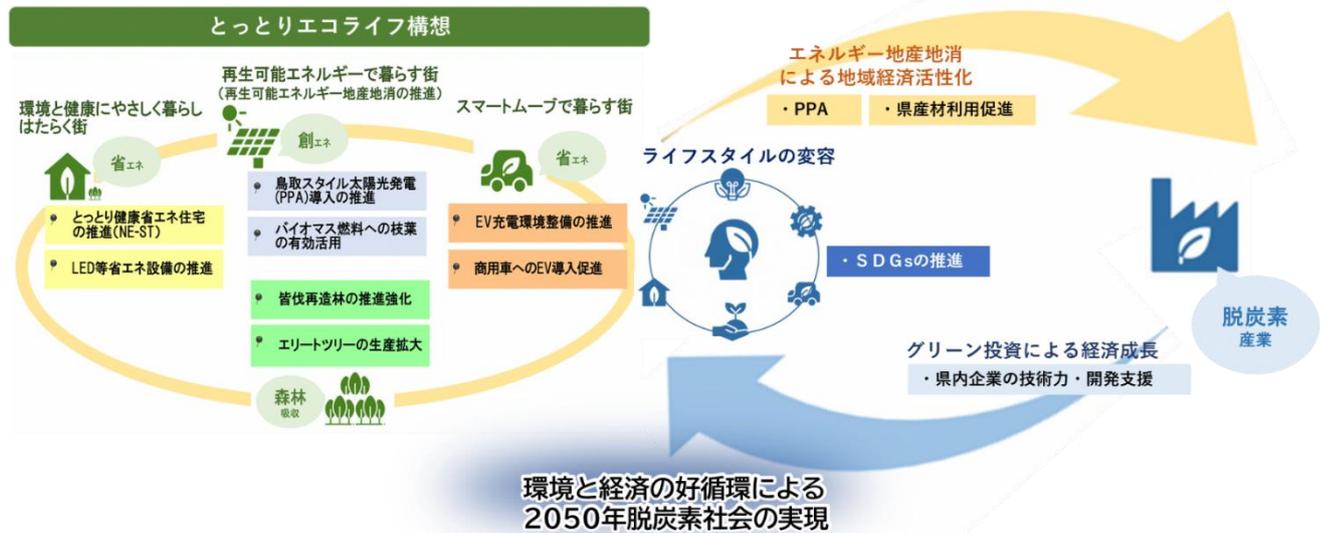
脱炭素化に向けた世界的な潮流が一層加速する中、本県は、2050年カーボンニュートラルを表明(令和2年(2020)年1月)するとともに、気候変動が深刻な状況に立ち至っている認識を世界と共有し、このまま漫然と破局へ向かう選択ではなく、地球と人間が共存する持続可能な未来こそを選択するという決意を明らかにするため、令和4年(2022)年1月に鳥取県気候非常事態を宣言しました。

この目標を現実のものとするためには、県民皆が気候変動の脅威から地域の未来を守る思いをひとつにし、「暮らし」「地域」「経済」の場面において、目指すべき脱炭素社会のビジョンを共有しながら、県民一丸となって自発的に取り組んでいくことが重要になってきます。

本プランでは2050年の長期目標を見据えた道筋として次の7項目を基本方針に掲げました。計画期間内において、県全体で脱炭素化に向けた一歩を力強く踏み出し取組を加速することで、鳥取の地から脱炭素社会の実現をリードしていきます。

また、温室効果ガス削減目標の達成に向けて、「暮らしの質の向上」「経済活動の維持・成長」「レジリエンス(災害への対応力)向上」などの視点をもって施策を推進することとし、新たに「とっとりエコライフ構想」を目指すべき鳥取県の姿として提唱します。これにより環境と健康を守りながら、快適に賢く住まうライフスタイルへの転換を図るとともに、エネルギーの地産地消と新技術開発等による地域経済の活性化により、環境と経済の好循環による2050年脱炭素社会の実現を目指します。

環境と健康を守りながら、快適に賢く住まうライフスタイルへの転換
 「エネルギー消費の地産地消」と「新技術開発等」による地域経済の活性化



①環境や暮らしと調和し、家庭や地元企業等が主体となった再生可能エネルギー導入の推進

本県では東日本大震災以降、積極的に再生可能エネルギーの導入を推進した結果、県内の電力需要に占める再生可能エネルギーの割合は全国でも上位となっています。しかしながら、現状ではエネルギーの多くを石油や石炭などの化石燃料に頼っており、今後、脱炭素社会を実現させていくためには、再生可能エネルギーのさらなる導入が不可欠となっています。

また、これまでの大規模な開発を伴う設備導入から転換し、今後は自然環境や住民生活との調和を図るとともに県内の家庭、企業・団体など地域が主体的に再生可能エネルギーを自らの活動に活用するなど再生可能エネルギーが地域にとって身近な存在となる取組が求められます。

〈主な取組〉

- ・県内事業者による初期投資不要な自家消費型の屋根貸し太陽光発電設備導入（以下、「鳥取スタイルPPA²²」という。）や支援策等により、小規模な太陽光発電の普及を促進します。
- ・民間事業者と連携して使用済太陽光パネルのリユース・リサイクルを推進します。
- ・県内における更なる再生可能エネルギーの導入を目指して、家庭や企業・事業所等において、既存の手法に加えて、新たに開発される技術を積極的に紹介し、再生可能エネルギーの導入を推進します。
- ・生産コスト等の縮減や未利用空間の有効活用等の課題解決にも繋がる、農業集落排水処理施設などの下水処理施設、農地や農業水利施設、工場や駐車場の屋上等での再生可能エネルギーの導入を推進します。
- ・地域住民や地元企業等が連携して行う小水力発電や木質バイオマス等の地域資源を活用した地産地消型の再生可能エネルギー導入・利用を推進します。
- ・自然や地域と調和した再生可能エネルギーの導入のため、地域の住民や団体の合意のもと事業を進めるための手続など国等の動向も注視しながら仕組みを検討します。

²² PPAは「Power Purchase Agreement(電力販売契約)」の略で、鳥取スタイル PPAとは施設所有者（電力消費者）が提供する敷地や屋根などのスペースに電力消費者以外の県内の発電事業者が太陽光発電設備を設置し、地域新電力会社と連携して発電された電力をその施設の電力消費者へ有償提供（自家消費）する仕組みで、再生可能エネルギーの確保とエネルギーの地産地消を推進するために実施する事業スタイル。

②地域新電力や蓄電システム等を活用した自立分散型の地域エネルギー社会の推進

地域で作った再生可能エネルギーを地域内で利用することは、温室効果ガスの削減に資するとともに、地域の富が地域内で循環することにも繋がります。特に県内の地域新電力を通じて地産電力を調達・供給することは、従来、県外の電力事業者を支払っていた料金が、県内で循環することになり、地域経済の好循環に繋がると期待されます。

さらに、蓄電システムや自営線等を活用して地域内で完結した電力供給システムを構築することで、より効率的なエネルギーの地産地消が進むだけでなく、災害に対するレジリエンスの向上に繋がると期待されます。

一方、再生可能エネルギーは、春や秋など電力需要の少ない時期に余剰電力が発生したり、天候や時間帯等により発電量が左右されるなど不安定な電源であるため、余剰電力を貯めるとともに必要に応じて供給するなどの需給調整が必要になります。今後は、蓄電システムの導入や IoT 技術や AI を活用した電力の需給調整等の検討を通じて地域での再生可能エネルギーの有効活用を進めていく必要があります。

〈主な取組〉

- ・地域新電力をはじめ県内企業と連携した鳥取スタイル PPA の導入を推進します。
- ・家庭や事業所等において蓄電池や V2H²³等の導入を進めて再生可能エネルギー利用の効率化を図ります。
- ・家庭用太陽光発電の卒 FIT 電力について地域新電力への売電を進める等、地域新電力による地産電力の確保を強化します。
- ・地域の発電設備や蓄電池などを IoT 技術で統合的に制御して電力の需給調整に活用する「バーチャルパワープラント (VPP)²⁴」の導入を進めます。
- ・地域の再生可能エネルギーと自営線を活用したマイクログリッドの構築を検討します。

③再生可能エネルギー由来水素の利活用の推進

本県では、再生可能エネルギー由来の水素の製造から暮らしの中での活用までを一体的に学べる全国初の学習施設を整備し、太陽光発電を利用して車両に水素を供給するステーションを日本海側で初めて整備するなど、水素社会の実現に向けた取組を全国に先駆けて進めてきました。

再生可能エネルギー由来の水素は製造から使用までの全工程で CO₂ を排出しない「カーボンフリー」なエネルギーです。また再生可能エネルギーの余剰電力の貯蔵に関して、自然放電してしまう蓄電池に対して、水素に変換しておくことで長期貯蔵が可能となるなど、再生可能エネルギーの拡大や電力需給バランスの調整に役立つ水素の利活用が脱炭素社会実現の鍵とされています。

日本では、水素社会のさらなる推進を目指して、2023 年に水素基本戦略が改定、GX 推進法の制定及び 2024 年に水素社会推進法が制定され、水素導入やコストの長期的な目標や、エネルギーとしての水素へ注力することが定められました。

また、水素関連分野の市場規模は世界的な拡大が見込まれており、県内での水素関連技術開発の取組は、産業振興や企業競争力の強化に繋がります。

〈主な取組〉

- ・水素エネルギーの有用性や安全性について県民・事業者の理解を深め、水素社会の実現に向けた気運の醸成を図ります。
- ・産学官で連携し、カーボンフリーな水素を製造、貯蔵、利用する将来の水素サプライチェーンを見据えた取組を進めます。

²³ 「クルマ (Vehicle) から家 (Home) へ」を意味するこの言葉は、電気自動車に蓄えられた電力を、家庭用に有効活用する考え方のこと。

²⁴ 多数の小規模な発電所や、電力の需要抑制システムを一つの発電所のようにまとめて制御を行うこと。

④建物の省エネルギー化・ゼロエネルギー化の推進

エネルギーを消費することによる家庭や事業所等の建物から排出される CO₂ は県全体のおよそ5割を占めています。これらのエネルギーの 30%近くは冷暖房によって消費されていることから、今後の CO₂ の削減には、空調機器の一層の省エネ化に加え、建物そのものの省エネルギー性能を高めることが重要となっています。

特に住宅については、WHO（世界保健機関）も冬季の室内温度を 18℃以上に保つことを強く勧告するなど、環境問題に加え、住まい手の健康を守る観点からも、断熱性能の高い住宅の重要性は世界の共通認識となっているところです。既に欧米では、日本の 2 倍程度の高い省エネ基準への適合が義務化されています。本県では、欧米に比べて制度的な対応が立ち遅れている日本の現状を踏まえ、これからの住宅の新たなスタンダードとなる独自の省エネ性能基準を作りました。

多くの住宅や事業所等の建物の高断熱化によって冷暖房効率の大幅な改善が期待される「省エネ」のほか、さらに太陽光発電などの「創エネ」や蓄電池等を活用した「蓄エネ」、消費電力をより効率的に制御する省エネシステムを備えたエネルギー効率の高い建物へと置き換わっていくことにより、快適な環境を維持しながら、エネルギー消費の抜本的な改善を実現することが可能となります。

また、このような建物には、ヒートショック防止や血圧改善、アレルギー症状軽減等の健康効果や再生可能エネルギーを活用した災害への備えの充実等、多様な効果も期待されています。

<主な取組>

- ・新築住宅を対象とした県独自の健康省エネ住宅性能基準(NE-ST)を策定し、基準に適合する住宅の普及を推進します。
- ・既存住宅の改修を対象とした県独自の健康省エネ住宅改修基準(Re NE-ST)を策定し、基準に適合する住宅の普及を推進します。
- ・県営住宅整備基準を改定し、新築及び改修においては省エネ性能を向上させるよう取り組みます。
- ・県産材を活用した内窓の設置など、身近に取り組むことのできる効果的な断熱改修の普及を推進します。
- ・炭素貯蔵効果の高い木材の利用拡大に向けて、住宅・建築物の木造化・木質化の取組を推進します。
- ・企業活動におけるエネルギー管理の徹底や省エネルギー設備・機器の導入等、県内の中小企業等の省エネルギー化の取組を関係機関と連携して支援します。

⑤EV・PHV 普及やモーダルシフト等による CO₂ 削減

本県ではエネルギーの使用に伴う CO₂ 排出量のうち、人や物の移動に係る運輸部門からの排出がおよそ4分の1を占めていますが、そのほとんどは自家用・業務用を合わせた自動車の使用から発生しています。

これらの自動車由来の CO₂ を削減するためには、ガソリン車やディーゼル車からHV（ハイブリッド車）のほか EV（電気自動車）・PHV（プラグインハイブリッド車）といった電動車へのシフトが着実に進行するとともに、過度な自動車依存を避け、状況に応じて自転車や公共交通機関を積極的に選択するライフスタイルが私たちの暮らしの中に定着することが必要です。

また、EV・PHV の蓄電・給電機能は地域エネルギー社会を構成するインフラとしての価値も期待されているほか、公共交通機関等の積極的な活用は、生活交通の維持や住民の健康増進といった地域の課題解決にも関わる取組であり、多様な主体が連携しながら移動・交通の脱炭素化を進めていくことが重要です。

<主な取組>

- ・環境にやさしい移動ツールとしてだけでなく、災害時の非常用電源や家庭や事業所の蓄電池として活用できるという新たな価値を県民に訴求し、EV・PHV の普及促進を図ります。

- ・自転車活用推進アクションプログラムに沿ってサイクルツーリズムを推進するなど、自転車の積極的な活用につなげます。
- ・ICT を活用して鉄道、バス、タクシー、共助交通等のモビリティ（移動）をひとつのサービスとして展開する MaaS²⁵の取組を推進します。

⑥RE100・EV100 等、企業の率先的な環境配慮経営の推進

本県におけるエネルギー利用の5割以上は企業の事業活動等によって消費されています。

このため、各企業には再生可能エネルギーの活用やエネルギー利用の更なる効率化等に率先して取り組むことが求められているほか、社会の重要な構成員として、それぞれの活動を通じ、環境の保全・向上に向けた積極的な役割を果たしていくことが期待されています。

また、環境問題のような社会的課題と真摯に向き合い、持続可能な未来に貢献する企業を高く評価する動きは、大企業を中心として世界中に広がっており、日本国内においても徐々に拡大しつつあります。今後、県内企業においても環境配慮経営を企業理念の柱に据えた活動が求められます。

率先的な行動を行う企業が、市場や消費者の信頼・支持を得て持続的に成長していく社会環境を構築することによって、環境配慮経営がより多くの企業に定着し、市場の拡大や新たなイノベーションを引き起こしながら、脱炭素化をさらに牽引していくことが期待されています。

〈主な取組〉

- ・「再エネ 100 宣言 RE Action」のアンバサダーとして、率先して脱炭素に向けた取組を推進するとともに、脱炭素経営による企業価値向上に取り組む企業や団体等を支援します。
- ・県内企業が SBT、RE100 等の国際イニシアティブ等への理解を深め、環境配慮経営を率先垂範する取組を支援するとともに企業活動として ISO14001、エコアクション 21 や TEAS 等の環境マネジメントシステムの導入等、様々な側面から環境配慮経営に取り組む企業の拡大を図ります。

⑦気候変動に伴う影響やリスクを前提として積極的に対応する施策の推進

IPCC（気候変動に関する政府間パネル）の第5次報告書では、温室効果ガスの継続的な排出が温暖化の進行や気候システムの変化をもたらし、人々や生態系に深刻な影響が生じる可能性が高まることが示されました。また、温室効果ガスの排出量がどのようなシナリオをとったとしても世界の平均気温は上昇し、気候変動に伴うリスクが高まっていくと予測され、気候変動を抑制する「緩和」と気候変動の悪影響に対応する「適応」を相互補完的に機能させる重要性が強調されました。

平成27年（2015年）に採択された「パリ協定」は、これらの知見を踏まえ、世界の平均気温の上昇を産業革命以前の水準と比べて2℃より十分下回るよう抑えると同時に1.5℃までに制限するための努力を継続する「緩和」目標に加え、気候変動に適応する能力や気候に対する強靭性を高める「適応」も含めて、世界全体で気候変動の脅威に対応していくことを目的としています。

さらに、IPCCの第6次評価報告書第2作業部会報告書（令和4年（2022年）2月）では、人為起源の気候変動は、極端現象の頻度と強度の増加を伴い、自然と人間に対して広範囲にわたる悪影響と、それに関連した損失と損害をすでに引き起こしていると示されています。また、同報告書では、世界の平均気温上昇は、短期のうちに1.5℃に達しつつあり、これにより複数の気候ハザードの不可避な増加や、生態系及び人間に対して複数のリスクがもたらされるなど、このままでは対応が難しくなる「適応の限界」に達すると指摘しています。

日本においても、「緩和」について定めた「地球温暖化対策の推進に関する法律」に加えて、平成30

²⁵ ICT を活用して交通をクラウド化し、公共交通か否か、またその運営主体にかかわらず、マイカー以外のすべての交通手段によるモビリティ（移動）を1つのサービスとしてとらえ、シームレス（途切れのない、繋ぎ目のない）に繋ぐ新たな「移動」の概念。

年（2018年）には「気候変動適応法」が施行され、同年に策定された「気候変動適応計画」に基づいて、適応策の総合的・計画的な推進を図ることとされました。

気候変動影響評価報告書（令和2年(2020年)12月）では、コメの品質低下や魚の分布変化、熱中症による死亡者数増加等、全7分野71項目のうち49項目が最も深刻な「特に重大な影響が認められる」と評価されるなど、既に私たちの社会や経済にも大きな影響を及ぼしており、今後もこのようなリスクは更に高まっていくことが懸念されます。人為的な気候変動の要因を抑制するため、温室効果ガスの排出削減に向けた不断の努力を重ねていくと同時に、将来的な気候変動やこれに伴う影響の発生を前提として、その被害を回避・軽減するための対策を両輪で行っていくことが必要です。

また、気候変動への適応を進めることは、安全安心な生活環境を維持することに加え、産業の新たな成長を切りひらき、私たちの社会をより力強く、しなやかに進化させていくことにも繋がります。県民や事業者など、様々な主体が気候変動への意識を高め、リスクに対応した取組を積極的に進めていくことが重要です。

〈主な取組〉

- ・農林水産業、防災・減災、自然生態系、県民生活・経済活動など、様々な分野における気候変動への適応策を推進します。
- ・地域気候変動適応センターを設置し、気候変動に関する様々な情報収集や県民・事業者等への普及啓発等に取り組めます。
- ・建物の高断熱化や ZEB²⁶・ZEH²⁷及びとっとり健康省エネ住宅を推奨し、家庭向け省エネ診断などによる県民への「気づき」のきっかけとなる実践行動を促進するなど気候変動に適応した快適な暮らしを推進していきます。
- ・商業施設や市町村等と連携し、クールシェアの取組を拡大し、暑い中でも熱中症を防ぎながら快適に暮らせる取組を推進します。
- ・ヒートアイランドを防止するため、屋上緑化やグリーンカーテン²⁸などの都市緑化などによる人工排熱の低減を図ります。
- ・河川・湖沼の機能保全を図るため、浚渫や伐採等により、水辺環境を適切に整備・管理します。
- ・藻場造成やウニ駆除等による藻場の保全活動を通じて、海洋生態系に取り込む炭素（ブルーカーボン）の固定を推進します。

関連する計画

- 鳥取県持続可能な住生活環境基本計画
- 第2次鳥取県自転車活用推進アクションプログラム

²⁶ Net Zero Energy Building(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)の略称で、「ゼブ」と呼ぶ。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のこと。

²⁷ Net Zero Energy House(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)の略称で、「ゼッチ」と呼ぶ。住まいの断熱性・省エネ性能を上げること、そして太陽光発電などでエネルギーを創ることにより、年間の一次消費エネルギー量(空調・給湯・照明・換気)の収支をプラスマイナス「ゼロ」にする住宅を指す。

²⁸ 植物を建築物の外側に生育させることにより、建築物の温度上昇抑制を図る省エネルギー手法。

環境指標

No.	指標名	現状 令和6年度(2024年度)	目標 令和12年度(2030年度)
1	温室効果ガスの総排出量 (CO ₂ 換算) (森林によるCO ₂ 吸収量を差し引いたもの)	3,210千トン (2013年比31.6%減)	1,870千トン (2013年比60%減)
2	鳥取県地球温暖化対策条例で規定されている特定事業者のうち温室効果ガスを2013年度比20%以上削減した企業の割合	73.1	90%
3	需要電力における再生可能エネルギーの割合	46.5%	60%
4	とっとり健康省エネ住宅性能基準適合住宅(木造新築戸建て住宅の占有割合)	46%	100%
5	電動車(EV,PHV,HV)の普及率	19.3%	30%
6	運輸部門における温室効果ガス排出量	1,116千tCO ₂	894千tCO ₂

Ⅲ 自然・生物との共生



<目指す将来の姿>

- 生物多様性の重要性が広く認識され、県土全域で生物多様性が確保されている。
- 自然公園等が適切に保全され、観光・教育など様々な面での利活用が広がっている。
- 自然環境が持つ多様な機能をインフラ等に活用し、災害につよいまち、緑豊かなまちづくりがすすめられている。

取組の方向性

①生物多様性を維持するための持続的な自然環境の保全・再生

鳥取県は大山隠岐国立公園、山陰海岸ジオパーク、鳥取砂丘をはじめ、豊かな自然・生態系に育まれており、この生物多様性から私たちは多くの恵みを受けて生きています。私たちにはこれらを保全し、将来に渡って持続可能な利用に取り組む社会を築き上げることが求められます。そのため、鳥取県における生物多様性の現状と課題を踏まえ、県内の地域が誇る貴重な自然環境や希少動植物を各種法令に基づき保全するとともに、生態系に影響を与えている外来種や植生に被害を及ぼしているニホンジカ等の有害鳥獣対策を官民連携で行います。

また、2030（令和12）年までのネイチャーポジティブの実現に向け、30by30目標の達成を目指すことが求められています。県内における国立公園等の保護地域への指定は県土面積の約17%となっており、目標達成に向けて多様な主体と連携して自然共生サイトの認定を促進します。

<主な取組>

- ・30by30目標の達成を目指して、自然共生サイトの認定促進に取り組みます。
- ・野生動植物等の生息環境の保全や整備を進めます。
- ・希少野生動植物種の生息状況等について調査を進め、レッドリストやレッドデータブックの更新を行い、保全活動に活用します。
- ・開発時における希少動植物保護のため、生息地への配慮等を推進します。
- ・植物については、自生地外での保存や増殖、野生動物による食害の防除、動物については繁殖促進や他地域からの個体導入等の対策を検討します。
- ・違法採取行為等の防止や自然災害の早期発見に努め、保全地域の環境保全を図ります。
- ・他県等とも連携しながら、野生動物の個体群管理を行うとともに、鳥取県特定外来生物防除指針に基づき外来生物の防除を進めます。

②持続可能な保全活動を行うための民学官が連携した環境の整備

生物多様性を持続的に利活用し後世に繋げるためには、保全等活動を行っている各主体の継続的な取組や人材育成、後継者対策を進めるとともに、各主体が協働して活動に取り組むことが重要となります。

＜主な取組＞

- ・生物多様性の保全に取り組む各主体間における連携・協力の斡旋、必要な情報の提供や助言を行う拠点として、「とっとり生物多様性推進センター」を運営します。センターでは、開発や利活用を行おうとする相談者に対して、専門家を紹介し、助言・指導を行うとともに、保護や防除、開発における代替措置等に要する経費への支援、生物多様性の保全に取り組む各主体間のネットワークづくりや人材育成に取り組めます。
- ・地域で生物多様性保全活動を行う団体と生物多様性保全に関心のある企業等とのマッチングを行い、生物多様性保全活動への多様な主体の参画を促進します。
- ・鳥取砂丘や山陰海岸では、ボランティア活動の展開を図りながら、除草、砂浜清掃活動等を実施し、豊かな自然・景観の保全に取り組めます。
- ・野生動植物の保護を担う団体が、最新の知見を習得できる機会を設けるとともに、団体相互の交流による活動の活性化や、技術的なサポートが可能な有識者に相談できる体制の構築など、活動の持続性の向上に向けた支援の仕組みを検討します。
- ・生物多様性保全の担い手の裾野を広げるため、より専門的な知識の習得を希望する者に対しては、有識者等から情報を得ることができる仕組みを検討します。
- ・外来生物の駆除や持続的な鳥獣管理のための狩猟の担い手を育成するとともに、各種研修等を行い技能の向上を図ります。
- ・環境の保全活動や緑化等について、CSR（企業の社会貢献活動）やアダプトプログラム等を含めた仕組みを検討します。

③生物多様性がもたらす恵みの持続的な利活用

鳥取の基幹産業である農林水産業は生物多様性の中で形成されてきた土壌等を利用しています。また、県内で大きな産業の1つである観光は、砂丘や大山等の特徴ある自然を生かした森林浴やアクティビティ等を行程に組み込んだものが実施されています。これらの産業を維持するためには、いずれも後世に渡って生物多様性に基づく恩恵を持続的に利活用する必要があり、その保全や適正利用に配慮した事業活動が必要とされています。

生物多様性に配慮した事業活動は人と自然・生物との共生の実現に不可欠であり、持続可能なビジネスの機会でもあることから、これを支えるためのネイチャーポジティブ経済の実現に向けた取組を推進します。

＜主な取組＞

- ・「とっとりネイチャーポジティブ推進プラットフォーム」を通じて、地域課題の解決、新たな地域の魅力・価値を創造するとともに、水平展開へと発展させ、それを保全活動や自然共生サイトの拡大につなげていくネイチャーポジティブ経済の好循環の社会モデルの創出に取り組めます。
- ・拠点施設での自然体験プログラムの充実により、生物多様性がもたらす恵みの持続的な利活用を推進します。
- ・事業活動について、環境負荷の少ない生産や周辺環境の保全を推進します。
- ・自然とのふれあいや自然を体験するエコツーリズムなどの取組を推進します。インバウンド需要も取り込み利活用を推進し、かつ自然環境が損なわれないよう、利用形態の検討等を行い、持続可能な利活用を行っていきます。
- ・自然公園の適正な管理を推進するとともに、深い知識・正しい認識を有する解説ガイドの養成を促進します。
- ・山岳環境の保全と安全で快適な施設整備に取り組むとともに、大山入山協力金を植生の保護や安全な登山のための登山道の修繕、山頂トイレ等の管理などに役立てます。

④動植物の生息実態の共有と生物多様性の保全に向けた情報発信

地方公共団体や自然保護団体、研究機関等が協力して生物多様性に関する情報を共有し、情報の適切な管理・取扱を行いながら、すぐれた自然環境に関する情報を発信し、全ての県民が生物多様性に配慮する社会の実現を目指します。また、地域の貴重な自然についての観察や自然体験活動の取組を進めるとともに、全世代の環境教育を推進します。

〈主な取組〉

- ・県内の希少種の最新の生息状況等を明らかにしたレッドデータブックや外来生物の生息状況等の情報について、GIS²⁹等の手法を有効活用し、関係者がその情報に迅速かつ適切にアクセスできる仕組みづくりを進めます。
- ・希少野生動植物の生息情報の効果的な収集・管理・発信方法の構築を図ります。
- ・県内の貴重な自然環境や希少動植物等の生物多様性の魅力発信・向上を図ります。
- ・生物多様性の認知度や理解度を高めるために、幼少期から段階的に身近な自然とふれあう機会や生物多様性や自然環境について学ぶ機会を設け、その保護や活用について考える取組を推進します。

⑤鳥取の豊かな自然や環境を活かした地域主体の美しく魅力的な緑のまちづくりの推進

四季折々の緑がまちに彩りを与え、地域ごとにバランスの取れた生態系を再生し、人と生き物の共生する生活空間を形成することを目指します。また、鳥取で活動する多様な主体が「緑のまちづくり」の重要性を理解し行動している地域を目指します。

〈主な取組〉

- ・住民、企業、NPO 等が互いに連携し主体的に「緑のまちづくり」に寄与する活動を支援します。
- ・美しく魅力的な鳥取らしい緑のまちづくりを推進するため、鳥取の野山の自然景観を身近な緑化に取り入れる手法を普及啓発します。
- ・森林の CO₂ 吸収量の維持・向上のためにも、間伐等の森林整備を計画的に行い健全な森林の育成を進めるとともに、成長の早い苗木(エリートツリー等)も活用した皆伐再造林により森林の若返りを推進します。
- ・地球温暖化防止に向けた仕組みであるカーボン・オフセットのひとつである J-クレジットなどを活用して、適切な森林管理を推進します。

⑥自然環境と防災・減災力の相乗効果のあるグリーンインフラの導入促進

自然環境の多様な機能を活用した社会資本整備や土地利用等により、地域課題を解決し、住みよい地域づくりを進めます。豊かな緑が人々に潤いや安らぎを与えると同時に、延焼防止や都市水害の軽減、気温や湿度の安定等に寄与し、県民の安全安心で快適な暮らしに貢献することを目指します。

〈主な取組〉

- ・既存の公園緑地を活かした生活環境の向上や防災減災に資する機能強化を推進します。
- ・公共地の緑化のほか、工場、事業所、店舗、住宅等の民有地の緑化も推進します。

関連する計画

- 鳥取県生物多様性地域戦略
- 鳥獣保護管理事業計画
- 鳥取県動物愛護管理推進計画
- とっとり森林・林業振興ビジョン

環境指標

No.	指標名	現状 令和6年度(2024年度)	目標 令和12年度(2030年度)
1	自然共生サイトの認定件数	6件	28件
2	60歳未満の県内狩猟免許所持者	1,121人	1,300人
3	県の自然保護又は生物多様性保全の取組へのボランティア参加者数 ^{注1)}	4,045人/年	5,000人/年

注1) 特定外来生物(オオキンケイギク等)の除去、自然公園内でのボランティア活動(大山等のキャリーアップ・キャリーダウン、鳥取砂丘ボランティア除草)の参加者

²⁹ Geographic Information System の略称で日本語では地理情報システムのこと。

IV 生活環境の保全



<目指す将来の姿>

- 三大湖沼や河川等の良好な水質が保たれ、鳥、魚、貝、昆虫等の生物多様性に富み、親水護岸等に人々が集い利活用が促進されるような、地域における豊饒で賑わいのある美しい水環境が実現している。
- 豊かで良質な地下水の恩恵を将来にわたり人々が享受し、農業・産業活動でも大いに利用される等、地下水資源の利用と保全の調和が確立している。
- 全国随一の美しい星空環境が保全され、環境教育や観光振興など星空環境を活用した地域振興策の取組が拡大している。

取組の方向性

①三大湖沼の水質改善

湖沼は、生き物を育み、水・食料等を供給するほか、歴史的財産やレクリエーションの場として、周辺住民に多大な恩恵を与えています。そのため、農業や漁業などの産業や地域文化の形成に根づいた極めて重要な資源・資産となるとともに、地域のシンボルとして、県内外から訪れる観光客等を魅了するアイデンティティーともなっており、次世代に向けてその環境を受け継いでいく必要があります。

鳥取県内の三大湖沼（中海・湖山池・東郷池）には水質汚濁に係る環境基準が設定されています。湖沼の水質は長期的に改善傾向にあるものの、環境基準の達成には至っていません。湖沼の水質汚濁のメカニズムは非常に複雑であることから、従来の定点における水質調査のみにとらわれず、多面的に検証を進めることが重要です。特に三大湖沼は汽水湖の物理的な特性が水質に影響することがわかってきましたが、今後もモニタリングやシミュレーションなどを駆使して、より詳細な水質や流動及び底質等の実態を把握・検証し、効果的な対策を講じていくことが重要となります。

併せて、従来からの生活排水や工場・事業場等の特定汚染源からの汚濁負荷量の抑制を継続的に行いながら、汚濁負荷量の効果的な削減が進んでいない農地・市街地等の非特定汚染源からの汚濁負荷の排出抑制や湖底から溶出する栄養塩などの湖内負荷を着実に削減していくことが必要です。

また、浅場造成・覆砂事業による湖岸域の環境改善を図り、生物が生息、生育可能な環境を再生及び整備し、自然浄化機能の回復を図ることも必要です。

今後、美しく豊かな水辺環境を実現し、次世代へ引き継ぐためには、PDCA サイクルによる進捗管理を行い、従来からの各種施策は計画的に実施するとともに、今後も科学的知見に基づく原因究明等の研究や水質浄化技術の調査研究を進め、効果的な対策の検討を進めていきます。

〈主な取組〉

- ・従来の浚渫・覆砂にとらわれない効果的な湖内対策を調査研究するとともに、水産資源の利用による窒素やリンの湖外への搬出、富栄養化現象の発生を抑制する水質浄化技術の導入検討など、湖内負荷の発生抑制を進めます。
- ・水質、底質、生物等の各種データの収集及び分析・評価を行い、新たな科学的知見の集積を図ります。
- ・下水道、農業集落排水施設、浄化槽などの新たな整備や適正な維持管理の推進に努め、生活排水の対策や工場・事業場からの汚濁物質の排出抑制を着実に進めます。
- ・地域住民の協力を得て非特定汚染源（農地、森林、市街地等）からの効果的な排出抑制に努めます。
- ・水質を監視し、環境基準の適合状況等を公表します。

②海へ通じる河川等の良質な水質の確保

河川水は、飲料水をはじめ、農業用水、工業用水などに利用されており、その水質を良好に保つことが必要です。

県内の河川では、概ね水質環境基準を達成していますが、下流となる海域の一部では上流の河川水質の影響を受け、環境基準値を超過することが見られます。「森は海の恋人」と言われるように森林の適正な管理による水源涵養の発揮のほか、森と海を繋ぐ河川等の景観や水質を良好に保つことが、海の豊かさを守ることに繋がります。

また、近年、新たな環境問題として、いわゆる海洋ごみ問題が取り上げられています。河川から流下するプラスチックごみの発生抑制はもとより、県民や事業者が身近な河川の大切さを再認識し、水質汚濁の原因物質を河川等へ流出させないことが大事です。

このため、生活排水、農業排水、工場排水など、日常生活、経済活動により生ずる物質等が河川の良好な環境や水質を汚濁することのないよう県民の理解と協力を得ながら取り組んでいきます。

〈主な取組〉

- ・地域住民の協力を得て非特定汚染源（農地、森林、市街地等）からの効果的な排出抑制に努めます。
- ・地域で活動する民間団体や住民らと湖沼や河川の清掃、除草、植栽管理等、環境保全に関する活動を進めていきます。
- ・こどもエコクラブ等と連携し、河川に生息している生き物の種類や数を調べることで、河川の水質を判定する「水生生物調査」などを通じて、子どもたちが環境の大切さを学ぶ取組を継続していきます。
- ・生物の生息・生育状況を長期的に把握し、瀬や淵等の保全、水際における生物多様性の確保、地域の利用実態に配慮した生態系を豊かにする「多自然川づくり」を推進します。
- ・河川、地下水、海域等の水質を監視し、環境基準の適合状況等を公表します。

③水辺環境の「食」・「遊」・「学」を促進するワイズユースの拡大

ラムサール条約登録湿地である中海をはじめとする湖沼や河川・海域等の水辺環境は様々な生き物の生息・生育地で、私たちの暮らしを支えている重要な資源でもあります。これらの環境・資源を保全・維持し、県民が親しみ、憩い、持続的に利用されることが重要です。また、水辺環境には、地域固有の歴史・水利用・食文化などが受け継がれており、次世代へ引き継ぐことが必要です。

〈主な取組〉

- ・水辺環境がもたらす「食」の豊かさ、そこで実施されるウォーキング・サイクリング大会、野鳥観察会、遊覧船ジオツアー等の自然との触れ合いを通じた「遊」・「学」によって、水辺環境の魅力を再発見し、その情報発信や普及啓発に努めます。
- ・ラムサール条約趣旨の「保全・再生」と「ワイズユース」を促進する「交流・学習」の推進に努めます。
- ・「五感（見る・聞く・嗅ぐ・味わう・触れる）による湖沼環境評価」を推進し、地域住民の関心を高め、湖沼の情報発信や利活用の推進に努めます。

④地域住民や企業等が取り組むアダプトプログラムの推進

湖沼環境を保全する上で、地域の人々が自らの問題と考え、行動することが重要です。そのため、湖沼の周辺住民や企業等が湖沼環境に対して、我が子のように愛情をもって美化活動をするアダプトプログラムを充実させ、湖沼環境への愛着を高めていくよう取り組みます。

＜主な取組＞

- ・湖沼に関わる人々が一体となって清掃活動に取り組み、地域住民等の湖沼への愛着を深めるとともに、水質浄化意識の醸成を図ります。
- ・アダプトプログラムによる湖沼周辺の道路、河川、湖岸等の環境美化活動が継続的な活動となるよう、地域住民や各種団体等に対して、広く清掃活動の参加を呼びかけるとともに地域の人材育成に努めます。

⑤地下水の健全な資源量と良好な水質の確保

鳥取県では古来より清らかな地下水に恵まれ、県民の安全かつ安心な生活や産業の健全な発展の基盤として、すべての人々がその恩恵を享受できる貴重な共有財産となっています。そのため、地下水の採取により、地下水の枯渇・塩水化や地盤沈下などの生活環境への被害が生じることなく将来にわたり持続的に利用できるよう、地下水を採取する者はもとより、一人ひとりが地下水の大切さを十分に認識し、地域が一体となって地下水を保全することが必要です。

＜主な取組＞

- ・健全な水循環を確保するための知見の充実・研究を推進し、地下水の「見える化」や環境学習などの普及啓発に努め、県民の地下水保全意識の醸成を促進します。
- ・一定規模以上の地下水を採取する場合には、枯渇や塩水化及び地盤沈下など生活環境へ被害が生じないよう周辺の影響調査を実施します。
- ・県内全域に観測地点（約 50 地点）を設け、地下水位モニタリングを実施します。
- ・地下水の水質を監視し、環境基準の適合状況を公表します。

⑥星空ビュースポットをはじめとする光害の抑制など、日本一の星空の創造

本県は、さじアストロパークなどの観測拠点が星空の美しさで我が国随一とされ、全ての市町村で天の川を観測できるなど、後世まで永く伝えるべき「星空」という大切な誇るべき「宝」を有しています。

星空保全地域や鳥取砂丘、大山などの星空ビュースポットをはじめとする各地の美しい星空を、すべての県民が未来永劫享受できるよう、清浄な大気の確保や光害の抑制等によりその環境を保全していくとともに、環境教育や観光振興など様々な分野で活用して地域振興に繋がる取組を広げ、日本一の星空を創造します。

＜主な取組＞

- ・星空保全地域に加え、星空ビュースポット周辺等の屋外照明等について、上空への漏れ光が少ない星空保全型への転換を進めます。
- ・屋外照明の星空保全型の製品・機種や光害対策技術等に関する最新の情報を把握し、幅広く情報提供して普及を図るとともに、県有施設には率先して導入を進めます。
- ・誰もが美しい星空をいつでも学び楽しめるよう、星空解説や学び楽しむ機会の企画・提供等ができる者を育成します。
- ・星空への関心や地域資源として保全・活用する気運が高まるよう、市町村、民間事業者等と連携し県内各地で星空を活かした取組を促進します。

⑦安心・快適な大気生活環境の保全

鳥取県の大気環境は良好な状態にあります。この大気環境の保全・維持のために、大気汚染防止法に基づく規制・指導、及び二酸化硫黄や二酸化窒素等に代表される大気汚染物質の大気中濃度の常時監視を継続して実施していくことが必要です。

また、主に国外や国内他地域からの越境移流の影響が大きいと考えられる微小粒子状物質 (PM2.5) や光化学オキシダント等の大気汚染物質は、以前から環境基準の超過がみられています。PM2.5 は近年状況が改善傾向にあるものの散発的に濃度上昇が観測され、光化学オキシダントは依然として高い濃度で推移しており、環境基準を達成していません (環境基準の達成率は全国的に著しく低い状況)。現在、光化学オキシダントの調査・研究を国が中心となって実施しており、その動向にも注意する必要があります。

一方、騒音・振動・悪臭については、市町村が主体となって事案に対する指導や規制を実施しています。県は、生活環境の保全のため市町村と連携し、適切な対策等が行われるよう必要な対応・支援を行っていきます。

〈主な取組〉

- ・大気汚染防止法に基づく大気汚染物質排出施設への立入検査・監視、維持管理の指導・助言等により、排出基準の遵守を徹底します。
- ・光化学オキシダントや PM2.5 の濃度について、他の大気汚染物質とともに常時連続測定してホームページで公開し、加えて濃度上昇時には、報道機関や関係機関への情報提供、あんしんトリピーメール配信等、より多くの者に迅速に注意喚起を行うための手法を幅広く検討し、発信します。
- ・エコドライブの実施や電気自動車の利用推進により低公害化・低炭素化を促進します。

関連する計画

- 鳥取県星空保全条例
- 中海に係る湖沼水質保全計画
- 湖山池将来ビジョン推進計画
- みんなで取り組む東郷池水環境保全プログラム
- 公共用水域及び地下水の水質測定計画
- 鳥取県生活排水処理施設整備構想

環境指標

No.	指標名	現状 令和 6 年度(2024 年度)	目標 令和 12 年度(2030 年度) ^{注1)}
1	中海の水質 (COD)	5.2 mg/L	4.3 mg/L
2	湖山池の水質 (COD)	5.5 mg/L	4.4 mg/L
3	東郷池の水質 (COD)	4.6 mg/L	4.4 mg/L
4	米子湾の透明度	1.7m	2.0m
5	湖山池 (中央部) の透明度	0.8m	1.0m

注 1)各個別計画により段階的に設定される目標値を都度反映

V 環境活動の協働



<目指す将来の姿>

- 企業経営やライフスタイルにおいて環境配慮が主流化し、環境課題と経済、社会的課題を同時解決する地域経済システムが構築されている。
- 様々な分野・主体において、持続可能な生産活動・消費行動への転換が進んでいる。
- 多様な主体の参画により多くのイノベーションが生まれ、環境課題の解決が進んでいる。

取組の方向性

① ESG 投資等、環境に価値を見出す経済の促進

これまでは、環境と経済はトレードオフ³⁰の関係と考えられてきました。しかしながら近年、地球温暖化対策や海洋プラスチックごみ問題等の社会的な広がり背景に、投資家や金融機関による ESG 投資³¹への注目が高まっており、経済活動における「環境の価値」の重要性が増してきています。環境と経済・社会を統合的に向上させ持続的な地域社会を築くためには、今後の地域経済の成長の原動力として期待される企業や事業者を後押しすることが必要です。

<主な取組>

- ・金融機関や経済団体等と連携し、ESG 投資など環境に価値を見出す取組を促進します。
- ・経営者向けの SDGs 経営や ESG 投資に関するセミナー等を実施し、経営者自身が環境に配慮した新規事業をリードする体制を推進します。
- ・県内事業者に対し、優良事例の水平展開等を行い、環境に価値を見出す経済への理解を深めていきます。
- ・都道府県初となる SDGs 企業認証制度を導入し、金融機関等と連携しながら地域における資金循環と再投資を促進します。

② RE100、EV100、再エネ 100 宣言 RE Action 等、企業の率先的な環境配慮経営の推進

近年、世界的に影響のある大企業を中心に「RE100³²」、「EV100³³」等、地球温暖化対策にコミットする事業者が増えてきています。この流れはさらに加速し、サプライチェーンに含まれる地方の中小企業や自治体などに対しても、脱炭素社会実現のための当然の行動として社会的なニーズが高まってくると予想されます。

これを好機ととらえ、地方経済・社会の競争力に変えていくため、ISO14000 シリーズ等の環境マ

³⁰ 何かを得ると、別の何かを失う、相容れない関係のこと。

³¹ 企業経営や成長において、環境(Environment)・社会(Social)・企業統治(Governance)の各々の観点を持った上で配慮が必要だという考え方を評価した上で行う投資。

³² 企業自らの事業の使用電力を 100%再生可能エネルギーで賄うことを目指す企業が加盟する国際的なイニシアティブ(消費電力量 100GWh 以上の企業(日本企業は 50GWh 以上)を対象)。

³³ 2030 年までに事業利用における車両の 100%を電気自動車にするなど目標を掲げた、企業による電気自動車の利用や環境整備促進を目指す国際ビジネスイニシアティブ。

ネジメントシステムはもとより、県内事業者・団体など様々な主体における率先的な取組が期待されています。

〈主な取組〉

- ・「再エネ 100 宣言 RE Action³⁴」のアンバサダーとして、脱炭素経営に取り組む意欲のある事業者に対し、再生可能エネルギー導入促進の情報提供や支援を行い、「RE100」や「EV100」、「再エネ 100 宣言 RE Action」等の自主的な脱炭素の取組を促進します。
- ・ISO14001 やエコアクション 21、TEAS³⁵等の PDCA サイクルを備えた環境マネジメントシステムについてバリューチェーン³⁶全体で導入されることを促進します。
- ・県の事業活動においても、環境に配慮したグリーン製品の購入を徹底する等、県自らが率先して環境配慮活動に取り組みます。

③持続可能でより豊かに暮らしていくための思いやり消費の実践

これまで私たち県民の多くは、「安さ」や「便利さ」を追求するあまり、多くの廃棄物や温室効果ガスを排出してきました。私たちは今、自らの消費行動が環境や社会に影響を及ぼすこと、つまり「使う責任」を認識することが必要です。「使う責任」に対する意識が変われば、日々の消費行動に変化が生まれ、環境や地域に優しい商品やサービスを選択する機会が増えていきます。県民一人ひとりの暮らし・行動が変われば、社会が変わり、経済の変革を生みます。環境に価値を見出す経済は、「安さ」や「便利さ」にはない、持続可能でより「豊かな」暮らしに導きます。

〈主な取組〉

- ・思いやり消費の推進の優良事例を水平展開するとともに、県民一人ひとりが自然に取り組むことができるよう、思いやり消費を実践する機会を提供する事業者への支援等により普及啓発活動を展開し、思いやり消費に対する県民の理解促進を図ります。
- ・県内の学校で実践される ESD 教育において、幼児期・児童期から思いやり消費の考え方について推進していきます。
- ・県内の高等教育機関等多様な主体と連携し、思いやり消費について学習する講座を開催し、環境に対する影響等について主体的に考えながら消費行動のできる消費者の育成に努めます。

④家庭・学校・職場・地域等への ESD 教育の推進

環境に対する課題は、県民一人ひとりが自らの問題として捉え、向き合わなければならない問題です。情報を正しく認識し、自ら主体的に行動し、より良い地域づくりを広げていくことが求められています。

県民一人ひとりに環境意識を根付かせ、引き出す役割は、家庭や学校、職場や地域といった多様な主体・場に求められています。とりわけ、次世代を担う子どもたちへの環境教育は、社会の構成員としての自覚を育て、持続可能な地域づくりに向けた能力形成や人間的成長を促す上でも極めて重要であり、多様な主体が連携して子どもたちの環境意識を育む取組を行っていくことが必要です。

³⁴ 自治体、教育機関、医療機関等及び消費電力量 50GWh 未満の企業を対象とした、使用電力の再エネ 100%化宣言を表明しともに行動していくイニシアティブ。

³⁵ 県内の中小企業等の環境配慮活動への取組を容易にするため、環境配慮行動を審査登録・公表する県独自の制度として定めた鳥取県版環境管理システムのこと。

³⁶ 原材料や部品の調達活動、商品製造や商品加工、出荷発送、マーケティング、顧客への販売、アフターサービスまでの一連の事業活動を個々の工程の集合体ではなく、価値(Value)の連鎖(Chain)として捉える考え方。サプライチェーンは複数の企業の物の流れを表し、バリューチェーンは一つの企業の中での価値の加わり方を表す。

<主な取組>

- ・環境問題に関する知識や経験を有する者を「とっとり環境教育・学習アドバイザー」として登録し、地域や学校等における学習会の講師として活用する等、環境に関する知識の普及や教育の充実を推進します。
- ・保育所、幼稚園・認定こども園、小中高等・特別支援学校への環境学習の講師派遣や出前授業の実施、特別活動における子どもたちの自主的な環境配慮活動の推進、市町村と連携したこどもエコクラブの普及推進や活動支援等により、ESD 教育の取組を推進します。

⑤アダプトプログラム、CSR 活動等多様な環境保全活動への参加

鳥取県の豊かな自然や伝統文化を後世に受け継いでいくためには、私たち県民一人ひとりがその価値に気づき、その価値を地域全体で共有しなければなりません。中海アダプトプログラム等に代表される「アダプトプログラム」や企業の CSR として取り込まれる地域貢献活動を通して、地域のステークホルダー間の共通価値を創造していくことが重要です。

<主な取組>

- ・より多くの方がアダプトプログラムや CSR に参加するよう取り組み、優良事例について、積極的に情報提供を行い、ステークホルダーとの連携に繋げていきます。
- ・業界団体や経営者団体等の中間支援組織を通じて、県内中小企業への CSR 活動への取組を推進します。

⑥環境課題解決に向けて AI や IoT 等の最先端技術を積極的に活用した研究や技術開発の推進

様々な環境課題解決に向けて効果的かつ効率的な施策を講じていくためには、中長期的な視点をもって、新たな技術の研究・開発を進めていく必要があります。特に、温室効果ガスの大幅な排出削減のためには、非連続的なイノベーションが不可欠と言われています。

県内においても、産官金学の力を結集した DX (デジタルトランスフォーメーション) が進み、AI、IoT 等の情報技術や各分野の最先端技術を積極的に活用し、地域の環境課題解決に資する技術・知見の研究・開発・実証に挑戦していかねばなりません。

<主な取組>

- ・鳥取県衛生環境研究所を中心に、最先端技術を積極的にリサーチしながら、次の方向性の研究に取り組み、課題解決に向けた新たな施策、企業を含めた地域貢献、県民への環境問題の啓発を目指します。
 - ＊越境汚染を含む大気汚染現象の把握・解明
 - ＊湖沼における水環境改善のための調査研究
 - ＊水環境における生態系を視点とした環境課題の実態解明のための調査研究
 - ＊ドローンや衛星等の最先端技術を活用した環境モニタリングシステムの開発
- ・環境保全に資する調査研究を企業・大学等の多様な主体と共同で実施するとともに、資金的な支援や、科学的・論理的な検証・評価を行うための環境課題についての的確な情報提供等、積極的に支援します。
- ・プラスチック代替製品、水素エネルギー等の新たなイノベーションの研究を行う民間企業等を支援します。

⑦「環境×経済」、「環境×社会」の課題解決を担う人材育成の推進

教育機関や地域における環境教育だけでなく、企業経営においても環境配慮の視点について取り入れ、「環境×経済」、「環境×社会」の課題解決を牽引する人材を育成することが重要です。

効果的な人材育成を進めるためには、行政、事業者、県民等がそれぞれの情報やネットワークを持ち寄り、連携をより一層強化し、社会全体として推進していくことが望まれます。

<主な取組>

- ・これまでトレードオフの関係にあった「環境」と「経済」、「社会」の各領域の橋渡しを行う「ブリッジパーソン」の

育成に積極的に取り組みます。

- ・各主体が、連携・協働して効果的な人材育成ができるよう、ネットワークの形成や情報共有のシステムづくり等、効果的な方策について各主体の意見を踏まえながら実施します。
- ・自然体験活動ができる施設や、リサイクル・次世代エネルギー等の見学が可能な施設等、人づくりを支える拠点や機会を積極的に共有・提供することで、環境に配慮した行動の実践者の育成を行います。

関連する計画

- 鳥取県環境教育等行動計画

環境指標

No.	指標名	現状 令和6年度(2024年度)	目標 令和12年度(2030年度)
1	環境マネジメントシステム ^{注1)} の導入 や環境イニシアティブ ^{注2)} への参画等 の環境配慮経営に取り組む企業数	131社	250社
2	CSR活動・アダプトプログラムの参加 者数 ^{注3)}	8,835人/年	15,000人/年

注1) ISO14001、エコアクション21、TEAS等

注2) 再エネ100宣言RE Action、RE100等

注3) 中海・東郷池・湖山池アダプトプログラム、とっとり共生の森、鳥取砂丘一斉清掃の参加者数

参考1:温室効果ガスの排出量の削減等の計画

この「令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン」は、地球温暖化対策の推進に関する法律に規定されている地方公共団体実行計画（区域施策編）及び鳥取県地球温暖化対策条例に規定されている対策計画としても位置づけています。

本プランに盛り込んでいる温室効果ガスの排出量の削減等に関する計画の概要は、以下のとおりです。

1 計画期間

2020年度から2030年度まで

2 目標

2050年温室効果ガス排出実質ゼロを目指し、まずは2030年度の温室効果ガスの総排出量を2013年度から60%削減し1,870千tCO₂とします

温室効果ガス削減目標

(単位:千tCO₂)

区 分	平成25年度 (2013年度) (基準年度)	令和6年度 (2024年度) (中間年度)	令和12年度 (2030年度) (目標年度)
エネルギー起源 CO ₂	3,963	3,764	3,377
エネルギー起源 CO ₂ 以外の温室効果ガス	848	796	689
再生可能エネルギーの導入	▲122	▲506	▲676
電気排出係数 ³⁷ による調整	579	▲145	▲637
小 計(A)	5,268	3,909	2,753
森林による吸収量(B)	▲572	▲699	▲883
温室効果ガス総排出量(A)－(B)	4,696	3,210	1,870

各部門ごとの排出削減目標

(単位:千tCO₂)

区 分	平成25年度 (2013年度) (基準年度)	令和6年度 (2024年度) (中間年度)	令和12年度 (2030年度) (目標年度)
エネルギー起源 CO ₂ (A)	4,420	3,113	2,064
うち家庭部門	976	631	376
うち企業部門	2,291	1,366	794
うち運輸部門	1,153	1,116	894
エネルギー起源 CO ₂ 以外の温室効果ガス(B)	848	796	689
うちメタン、N ₂ O等	713	579	613
うちフロン等	135	217	76
森林による吸収量(C)	▲572	▲699	▲883
温室効果ガス総排出量(A)+(B)+(C)	4,696	3,210	1,870

³⁷ 電気排出係数とは、電気事業者が電力を発電し、供給するためにどれだけの二酸化炭素を排出したかを算出するための数値。発電の方法によって電気排出係数は変わり、数値が改善されて小さくなるほど、二酸化炭素の排出量が低減される。

3 目標を達成するための施策と指標

(1) 再生可能エネルギーの利用促進に関する事項

- ・環境や暮らしと調和し、家庭や地元企業が主体となった再生可能エネルギー導入の推進
- ・地域新電力や蓄電システム等を活用した、自立分散型の地域エネルギー社会の推進

(再掲)

No.	指標名	現状 平成30年度 (2018年度)	中間年度 令和6年度 (2024年度)	目標 令和12年度 (2030年度)
Ⅱ-3	需要電力における再生可能エネルギーの割合	36.8%	46.5%	60%

(2) 事業者又は住民が温室効果ガスの排出量の削減等に関して行う活動の促進に関する事項

- ・建物の省エネルギー化・ゼロエネルギー化の推進
- ・EV・PHV 普及やモーダルシフト等による CO₂ 削減
- ・ESG 投資等、環境に価値を見いだす経済の促進
- ・RE100、EV100、再エネ100 宣言 RE Action 等、企業の率先的な環境配慮経営の推進
- ・持続可能でより豊かに暮らしていくための思いやり消費の実践
- ・家庭・学校・職場・地域等への ESD 教育の推進
- ・アダプトプログラム、CSR 活動等多様な環境保全活動への参加
- ・環境課題解決に向けて AI や IoT 等の最先端技術を積極的に活用した研究や技術開発の推進
- ・「環境×経済」、「環境×社会」の課題解決を担う人材育成の推進

(再掲)

No.	指標名	現状 平成30年度 (2018年度)	中間年度 令和6年度 (2024年度)	目標 令和12年度 (2030年度)
Ⅱ-2	鳥取県地球温暖化対策条例で規定されている特定事業者のうち温室効果ガスを2013年度比20%以上削減した企業の割合	20%	73.1%	90%
Ⅱ-4	とっとり健康省エネ住宅性能基準適合住宅（木造新築占有割合）	約9%	46%	100%
Ⅱ-5	電動車（EV,PHV,HV）の普及率	19.3% (令和6年度)	-	30%
V-1	環境マネジメントシステムの導入や環境イニシアティブへの参画等の環境配慮経営に取り組む企業数	123社	131社	250社
V-2	CSR 活動・アダプトプログラムの参加者数	12,260人/年 ³⁸	8,835人/年	15,000人/年

³⁸ 鳥取砂丘一斉清掃は H30 年度は雨天中止があったため、H29 年度の実績を計上。

(3) 温室効果ガスの排出量の削減等に資する地域環境の整備及び改善に関する事項

- ・再生可能エネルギー由来水素の利活用の推進
- ・EV・PHV 普及やモーダルシフト等による CO₂ 削減(再掲)
- ・鳥取の豊かな自然や環境を活かした地域主体の美しく魅力的な緑のまちづくりの推進

(再掲)

No.	指標名	現状 平成30年度 (2018年度)	中間年度 令和6年度 (2024年度)	目標 令和12年度 (2030年度)
Ⅱ-6	運輸部門における温室効果ガス排出量	1,234 千tCO ₂	1,116 千tCO ₂	894 千tCO ₂

(4) 廃棄物の発生の抑制の促進その他の循環型社会の形成に関する事項

- ・循環経済(サーキュラーエコノミー)への移行
- ・プラスチック資源循環の促進
- ・ライフスタイル全般の取組による食品ロスの削減
- ・技術開発等により資源循環を促進する産業の振興

(再掲)

No.	指標名	現状	中間年度 令和5年度 (2023年度)	目標 令和12年度 (2030年度)
I-1	1人1日あたりのごみ排出量	1050g/日・人 (平成29年度)	963g/日・人	895g/日・人
I-2	一般廃棄物のリサイクル率	31.2% (平成29年度)	28.2%	35%
I-3	1人1日あたりの食品ロス量	94g/人・日 (令和3年度)	-	76g/人・日
I-4	プラスチックごみの分別収集・再商品化実施市町村数	5市町村 (令和5年度)	-	19市町村

参考2:地域気候変動適応計画

本プランは、気候変動適応法に規定されている「地域気候変動適応計画」として位置づけています。

近年、気温上昇や大雨の頻度の増加、農作物の品質低下や動植物の分布域の変化、熱中症リスクの増加など、気候変動に伴う影響が様々な地域で顕在化しており、地球温暖化の進行に伴って、猛暑や豪雨のリスクは更に高まっていくと予測されています。

気候変動が社会・経済にもたらす損害に対して危機感が高まる中、温室効果ガスの排出削減等によって将来的な気候変動を抑制する「緩和策」に加え、既に発生している影響や被害の回避・軽減を図る「適応策」の重要性は、ますます拡大しています。

「緩和」と「適応」は気候変動対策の両輪と位置づけられており、人為的な気候変動の要因をできる限り抑制しつつ、避けられない環境変化に対して柔軟かつ戦略的に適応することによって、持続可能な地域づくりに繋げていかなければなりません。

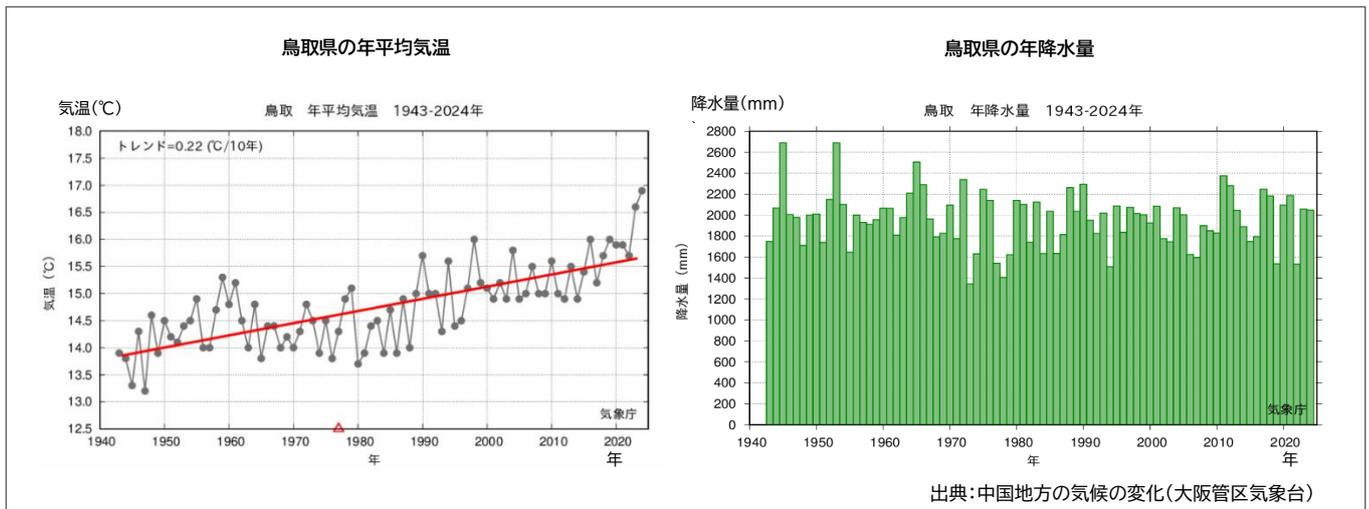
鳥取県では、気候変動に対応した様々な適応策を実施するとともに、令和3年4月に設置した地域気候変動適応センターとも連携しながら気候変動に関する様々な情報収集や県民・事業者等への普及啓発等に取り組んでいきます。

1 鳥取県の気候変動

(1)これまでの気候変化

大阪管区気象台における1943年～2024年までの観測結果によると、鳥取県の年平均気温は長期的なトレンドとして100年あたり2.2℃の上昇傾向にあることが示されています。

なお、鳥取県内の年間降水量については、同様の統計期間のデータにおいて変化の傾向は見られていません。



(2)将来の気候変化予測

IPCC(気候変動に関する政府間パネル)第5次評価報告書では、気候変動予測シナリオとして、4つのRCPシナリオが用いられました。

大阪管区気象台では、最も温室効果ガスの排出が多い「RCP8.5シナリオ(4℃上昇シナリオ)」(現時点を超える政策的な地球温暖化緩和策を行わないことを想定したもの)に基づき、鳥取県における20世紀末(1980～1999年)から21世紀末(2076～2095年)の気候変化について、次のとおり予測されています。

○次のグラフは、

灰色棒：20世紀末の観測結果を示しています。

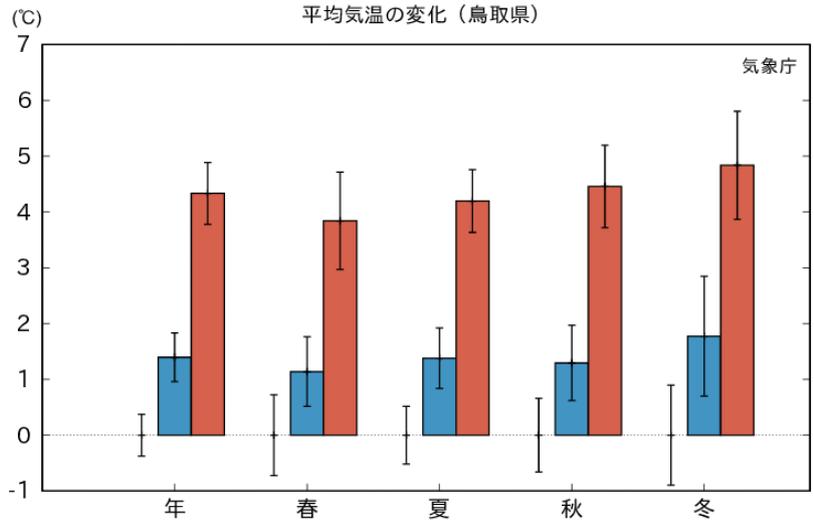
青色棒：2℃上昇シナリオ(RCP26)の場合を示しています。

赤色棒：4℃上昇シナリオ(RCP85)の場合を示しています。

縦線：年々変動の幅を示しています。棒グラフがない箇所の縦線は、20世紀末の年々変動の幅を示しています。

【年平均気温】

- ・鳥取県の年平均気温は4.3℃上昇し、季節によっては3.8℃～4.8℃上昇します。
- ・鳥取県は、現在の鹿児島県：種子島の気温(19.8℃)とほぼ同程度の平均気温となります。

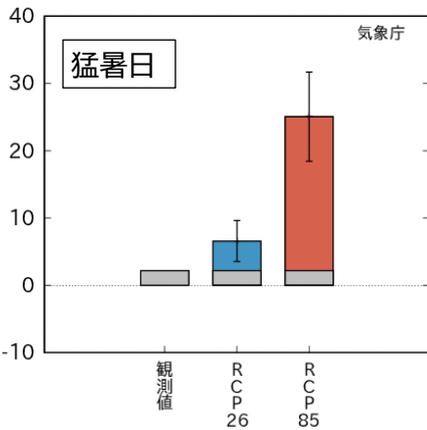


出典：
中国地方の気候の変化
(大阪管区気象台)

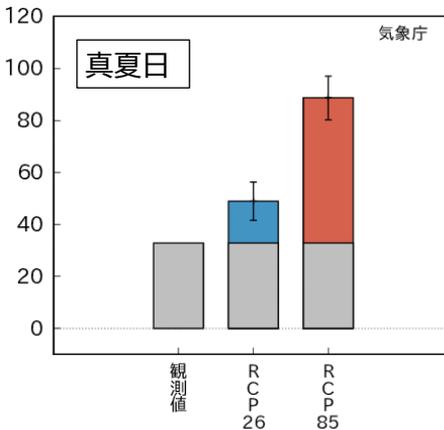
【高温・低温の日数】

- ・鳥取県の猛暑日(最高気温が35℃以上の日)は年間で約25日程度増加します。
- ・真夏日(最高気温30℃以上の日)は約56日、夏日(最高気温25℃以上の日)は約60日増加します。
- ・冬日(最低気温0℃未満の日)は約36日減少します。

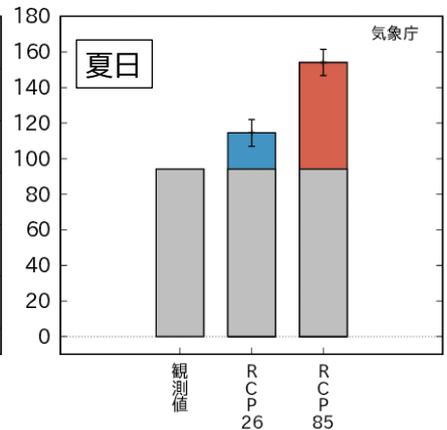
日/地点 階級別日数(気温)の変化(鳥取県)



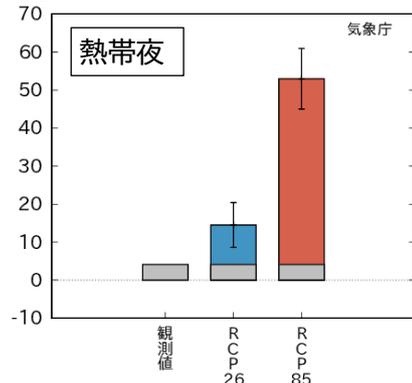
日/地点 階級別日数(気温)の変化(鳥取県)



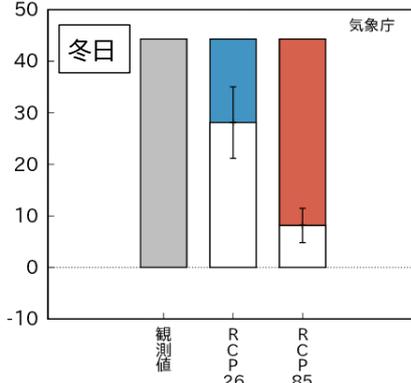
日/地点 階級別日数(気温)の変化(鳥取県)



日/地点 階級別日数(気温)の変化(鳥取県)



日/地点 階級別日数(気温)の変化(鳥取県)



出典：中国地方の気候の変化
(大阪管区気象台)

2 気候変動への適応策

気候変動の影響は多岐の分野にわたっており、県では既に様々な適応策を実施しています。

今後も各関係部局が気候変動に関する情報を共有し、社会的・経済的な被害や損失を最小限に抑えけるとともに、気候の変化を地域の新たな発展に繋げていくことを目指した取組を推進していきます。

【農業】

- ・米や果樹、野菜等について、高温による品質の低下や生育不良、集中豪雨による湿害等が発生しており、収穫期や栽培適地の変化なども懸念されています。
- ・畜産業では、高温による乳用牛の乳量や繁殖成績の低下、肥育牛・豚の増体率の低下、鶏の産卵率や卵重の低下等が発生しています。
- ・気候変動による病害虫リスクの増大や、自然災害による農地・農業用施設の被害増加が懸念されます。

【現在行っている適応策】

- ・高温登熟性に優れた水稻品種の作付推進や高温に適応した施肥改善等、品質向上対策の実施。
- ・果樹の秋期施肥体系の見直しや霜対策等温暖化の影響を受けにくい技術の推進。
- ・高温・湿害に強い品種の選定及び適期播種・排水対策の徹底。
- ・高温干ばつ期の灌水技術や施設栽培の遮熱剤塗布、遮光資材被覆による昇温抑制の実施。
- ・高温期の選果場、出荷調製場の冷房による農産物の品質低下抑制と作業環境の改善。
- ・畜舎内の換気や散霧、屋根への遮熱材塗布や散水、日除けの設置等による適切な畜舎環境の確保。
- ・病害虫発生状況の正確な把握・情報提供及び国や市町村等と連携した迅速な被害拡大防止対策の実施。

【今後の方針】

農家や関係機関と連携しながら、気候変動に適応した品種の研究・開発や、栽培技術・飼養技術の確立・普及を推進していきます。

【森林・林業】

- ・短時間強雨の発生頻度の増加等による山腹崩壊や流木災害の発生、台風強度の増加による高潮や海岸侵食のリスク増大、無降水日数の増加や積雪量の減少による渇水リスクの発生等が懸念されます。
- ・県内では冬季の気温を受け、ナラ枯れ被害が増減する傾向にあるほか、気温上昇や大気の乾燥によるスギ林の衰退等も懸念されています。

【現在行っている適応策】

- ・流木災害対策に係る根系等の発達を促す間伐等の森林整備、流路部の立木伐採。
- ・潮害防備や海岸侵食対策に資する海岸防災林の整備推進、地域の実情を踏まえた生育基盤の造成。
- ・流域特性に応じた森林の整備・保全、必要な林道施設の整備等による森林の水源涵養機能の維持増進。
- ・指定区域内の予防及び徹底駆除による松くい虫の被害抑制。大径ナラ林の伐採による(若返り)による被害抑制。

【今後の方針】

適切な森林整備等を通じて、森林の防災機能や水源涵養機能の維持増進を図るとともに、気候変動が森林や林業に与える影響について情報収集に努め、森林の衰退防止に繋がります。

【水産業】

- ・高水温が要因とされるサワラ・ブリ・イカ類の分布・回遊域の変化が見られており、有害生物等による漁業被害や高水温による養殖魚等の斃死や成長不良等が発生しています。
- ・高水温、高潮位による湖沼の水循環悪化による貧酸素や塩分流入が発生し、ヤマトシジミ等の底生動物が斃死や減少するリスクが増大しています。
- ・高水温によるアラメ等の枯死や、ウニ等の植食性生物の増加により藻場が減少しています。

【現在行っている適応策】

- ・海洋観測及び水温定点観測等による海洋環境の現状把握。海況予測の提供による漁業者の操業効率化。
- ・有害生物の発生に係る注意報・警報の発令。情報提供、防除支援等による発生時の被害軽減。
- ・水温が安定している地下海水を用いた陸上養殖技術の開発・普及に係る調査研究の推進。養殖事業者に対する疾病対策・飼育管理指導
- ・適切な水門管理による湖沼の貧酸素の発生防止。
- ・高水温耐性のある藻場造成の推進、ウニ駆除の推進、食害に強い混成藻場の造成検討。

今後の方針

海洋環境や魚類生息状況等に関する情報収集や適応技術の研究・普及に努め、漁業資源の維持増大や水産物の安定供給を推進していきます。

【防災・減災】

- ・短時間強雨や大雨の発生により、甚大な水害が発生する可能性が指摘されています。
- ・突発的・局所的な大雨の発生に伴い、警戒避難のリードタイムが短い土砂災害の増加や深層崩壊等の増加、斜面崩壊による都市近郊の丘陵地への被害発生等が懸念されます。
- ・気候変動による強風や強い台風の増加等が予測されており、高潮・高波のリスク増大や、浸水被害、港湾・漁港防波堤、水産関係施設等への被害発生等が懸念されています。

【現在行っている適応策】

- ・局地的豪雨や激甚化する水害を踏まえ、優先度を考慮した河川整備や堤防機能強化等のハード対策による被害最小化の推進。浸水常襲地域における、市町村・関係機関と連携した排水機場整備等の内水対策の推進。
- ・土砂災害の増加に備えた災害防止施設の整備推進及び要配慮者利用施設や防災拠点、避難所、重要交通網に係る保全対策の重点的な推進。
- ・リードタイムの短い災害を想定した、警戒情報の的確な提供等による住民避難行動の迅速・円滑化推進。
- ・高波の影響が大きい海岸等の海岸侵食対策の促進。
- ・自然災害に対する漁港施設の機能診断・機能強化の推進。
- ・強い台風や豪雨に耐える養殖等水産関係施設強靱化の推進。

今後の方針

気候変動による、計画規模を超える甚大な災害の発生やリスクの増大を想定し、粘り強い堤防など防災施設の機能強化や関係施設整備等のハード対策を推進するとともに、水防活動・情報発信の強化など、避難行動に繋がる取組を進めていきます。

【水環境・自然生態系】

- ・気温上昇や降水・降雪量の変化に伴い、湖沼や河川等の水温・水質・流量等に変化が生じる可能性があります。
- ・無降水日数の増加による水資源利用への影響が懸念されています。
- ・気温上昇や融雪時期の早期化等による植生の衰退や分布変化等が予測されています。
- ・積雪量の減少や土地利用の変化等によってニホンジカ等の生息域が拡大しており、農林業や生態系への被害の増加が懸念されます。

【現在行っている適応策】

- ・公用水域における水質モニタリング・データ分析等の実施。
- ・地下水採取量や周辺への影響把握、水位モニタリング等による地下水の適正利用の推進。
- ・河川・湖沼の機能保全を図る浚渫や伐採等による水辺環境の整備・管理。
- ・動植物生息状況等に係るモニタリング・データ分析等の実施。
- ・ニホンジカ等による農林業や生態系への被害防止のための捕獲強化、狩猟者の確保・育成の推進。

今後の方針

気候変動が環境や生物にもたらす影響について情報収集や調査分析に努め、住民生活や産業活動への悪影響を抑制しながら、恵み豊かな自然環境の保全・利活用を推進します。

【健康】

- ・近年熱中症(疑い含む)による救急搬送者数が増加しており、65歳以上の高齢者がその半数以上を占めています。気温上昇に伴い搬送者数の増加が予想されるとともに、真夏日・猛暑日が増えることによって死亡・重症化リスクも増大することが懸念されます。
- ・海外旅行者や外国人観光客の増加によって県内でもデング熱患者が確認されています。今後、気候変動等に伴い、感染症を媒介する蚊の生息域が拡大していくことが懸念されます。

【現在行っている適応策】

- ・熱中症対策の推進に係る市町村、関係機関等との連携協力体制の整備。
- ・熱中症予防に係る啓発や注意喚起の徹底、県独自基準による熱中症(特別)警戒期間の発表、高齢者等の高リスク者

への声かけ・見守り活動の実施。

・デング熱やチクングニア熱等の蚊媒介感染症の感染防止に係る海外旅行者への蚊の忌避剤使用・皮膚露出防止等の啓発及び発症時の速やかな医療機関

関受診の周知。疑い患者発生時における医療機関との迅速な情報共有の徹底。

今後の方針

関係機関と連携したきめ細かな熱中症対策を推進するとともに、気候変動と感染症リスクの関連に係る情報収集や発生動向の把握等に努めます。

【暮らし・産業】

- ・気候変動による気温の上昇に加えて都市化に伴うヒートアイランド現象が重なることにより、市街地における大幅な気温上昇が懸念されます。
- ・気温・降水量・降雪量の変化や海面上昇等によって、自然資源を活用したレジャーや観光産業等に影響が生じる可能性があります。
- ・高温環境における建物の快適性を向上させる技術や災害リスクを予測・評価するシステム等、気候変動への適応に資する新たな産業が成長する可能性が指摘されています。

【現在行っている適応策】

- ・商業施設や市町村等と連携したクールシェアの取組拡大。
- ・建物の高断熱化の推奨等、気候変動に適応した快適な暮らしの啓発。
- ・屋上緑化・グリーンカーテン等の都市緑化等によるヒートアイランド対策の推進。
- ・気候変動に関する様々な情報収集や県民・事業者等への普及啓発の実施。

今後の方針

気候変動に関する情報や適応の方策・必要性等に係る情報の発信・啓発を通して、安心快適な生活環境の確保を推進するとともに、気候変動を前提とした事業展開による損失の最小化及び安定経営の推進や新たなビジネス機会の創出等の産業活性化に繋げていきます。

参考 3: 星取県の取組方針

本県は、環境省の星空継続観察でこれまで何度も星の見やすさが日本一になった誇るべき美しい星空を有しています。この星空を貴重な財産として守っていくとともに、環境教育や観光振興など様々な分野に活かし、地域活性化を図っていくため、「星取県」を宣言するとともに、平成 29 年 12 月に「鳥取県星空保全条例」を制定しました。条例の制定等を契機に、星や星空等に関連した事業、催事、商品等によって地域活性化を目指すグループが誕生・活動したり、県内各地で星空観察会や学習会が盛んに行われるなど、星空を活用した地域振興及び子どもたちの環境教育等の取組が広がっています。

条例に基づく星空保全地域として、これまで鳥取市佐治町、日南町、若桜町、倉吉市関金町、日野町、江府町、八頭町を指定しました。同地域内の屋外照明の設置・使用方法等に基準を設ける一方、星空を活用したイベント等の地域振興事業を支援し、特に優れた星空環境の保全・活用を推進しています。

今後、市町村や団体、事業者等と連携しながら、星空を守り活かす取組を県下全域で進めていきます。

1 日本一の星空の保全

本県の美しい星空を次世代に引き継いでいくため、星空環境に悪影響を及ぼす光害に対する理解を深め、光害の防止に取り組むことにより、県内の星空環境、特に星空保全地域や星空ビュースポット周辺等の優れた星空環境にある地域等、その良好な環境を維持・保全していきます。

〈主な取組〉

- ・星空保全地域を維持し、当地域の特に美しい星空が保たれる環境を守ります。
- ・星空保全地域に加え、星空ビュースポット周辺等の屋外照明等についても、上空への漏れ光が少ない星空保全型への転換を進めます。
- ・屋外照明の上空への漏れ光の少ない「星空保全型」の製品・機種や光害対策技術等の最新の情報を把握し、幅広に情報提供して普及を図るとともに、県有施設の屋外照明器具については、星空保全型の製品を率先して導入を進めます。
- ・県民や民間事業者の光害に対する理解が深まるよう、知識や情報を提供するとともに、市町村や団体等と連携して教育・学習活動を促進します。
- ・星空保全地域の「夜空の明るさ(暗さ)」を継続調査し、当地域の優れた星空環境が保全・維持されていることを確認し発信します。

2 星空を活用した環境教育等

星空という素材を通じて環境保全の重要性を認識し、行動に繋がるよう、また、天文や自然科学への興味や関心を高めて学ぶきっかけにもなるよう、市町村や関係機関等と連携して、学校や社会教育施設等様々な場面で星空を活かした教育活動や学習活動を行います。

〈主な取組〉

- ・学校教育において、理科、社会科、総合的な学習の時間等や教育旅行・校外学習等の学校行事での学びを通して、本県の星空への関心が深まるような学習を行います。
- ・ふるさと鳥取県の星空を美しいと感じ、それらを大切にするとともに、環境の保全に貢献し、課題の解決に向けて主体的に行動しようとする意欲や態度を育成します。
- ・青少年社会教育施設や公民館等における星空観察等の充実を図ります。
- ・第一線で活躍する専門家を講師にした授業を開催する等、子どもたちへの星空学習の充実を通じて、将来、天文や科学を学んで関連分野で活躍する、あるいはその教育・普及に携わる人材の輩出増を図ります。
- ・誰もが美しい星空をいつでも学び楽しめるよう、星空解説ができる者を育成します。

3 星空で地域活性化

何度も日本一になった鳥取県の美しい星空は、貴重な財産で、豊かな自然環境と優れた景観を象徴するものです。この星空を地域資源として観光や地域経済の振興に活かして魅力化を図り、地域活性化に繋げることが大切になってきます。

〈主な取組〉

- ・県内の市町村、民間事業者、団体等と連携し、県内各地で星空を活かしたイベントなど様々な地域振興の取組を促進します。
- ・星空が美しく自然豊かな地域であることが国内外の人々に広く認知され、本県のイメージや魅力として定着することを目指します。
- ・星空や夜の時間帯を活用した多様な観光メニューやイベントが県内各地で提供されるよう取り組みます。
- ・旅館・ホテルなど宿泊施設において、星空案内の提供がなされ、施設の魅力づくりに繋がるよう推進します。
- ・星空解説や星空を学び楽しむ機会の企画・提供等ができる人材を育成し、星空をいつでも学び楽しめる体制をつくり、一層の活用につなげます。
- ・プラネタリウムなど屋内でも楽しむことができる観光体験プログラムの充実を促進します。
- ・星取県コラボ商品など、星空を活用した様々な商品や取組が生まれるよう努めます。

第4章 令和新時代とっとり環境イニシアティブプランの推進体制等

1 各主体の連携・役割

県民、NPO、事業者、行政機関など多様な主体に本プランに基づく取組を周知し、日常生活や事業活動と環境の繋がりを理解し、多くの県民が省エネや再エネの利用など環境に配慮した行動を実践することにより、持続可能な社会を実現することが重要です。

(1) 県の役割

本プランに掲げられた脱炭素社会の実現などの環境保全に関する施策について、市町村、事業者、県民、NPO等の各種団体等の主体と連携・協働し、積極的に環境保全に取り組みます。

施策に取り組むにあたり、本プラン実現に向けたシステムづくりや、情報提供、環境学習や普及啓発の実施など、環境・経済・社会の統合的向上に努めます。

また、県自らが経済活動において大きな事業者・消費者としての立場にあることから、環境保全の取組を自ら率先して実行するとともに、職員一人ひとりの環境意識の向上に努めます。

(2) 市町村の役割

市町村は、地域の実情を十分把握している住民に最も身近な行政機関であり、多様な主体と直接ふれあう多くの機会を有していることから、地域における環境保全・再生の取組の中核としての役割が期待されます。

多様な主体との幅広い連携・協働のもとに、地域の特性に応じた環境施策を自ら策定し、地域に根ざした住民参加型の施策を積極的に推進することが期待されます。

また、市町村自らが経済活動において大きな事業者・消費者としての立場にあることから、環境保全の取組を自ら率先して実行するとともに、職員一人ひとりの環境意識の向上に努めることが重要です。

(3) 事業者の役割

事業者の皆様には、あらゆる事業活動に伴う環境負荷の低減と保全に最大の努力を行うとともに、環境保全のための技術開発や、環境配慮型製品の生産等、新たなイノベーションの創出など ESG 経営が求められます。

さらに、地域コミュニティの一員として、他の主体と連携を図りながら、地域の環境保全活動に積極的に協力・参加するとともに、CSR 活動等により従業員一人ひとりの環境意識の向上に努めることが重要です。

(4) 県民・NPO 等の各種団体の役割

県民の皆様には、日常生活に伴う環境への負荷の低減に努め、自らのライフスタイルを環境に配慮したものに見直すことが求められます。

NPO 等の各種団体の皆様には、専門的な知識や技術を活かして、地域において環境保全のための多様な取組を展開することが求められます。

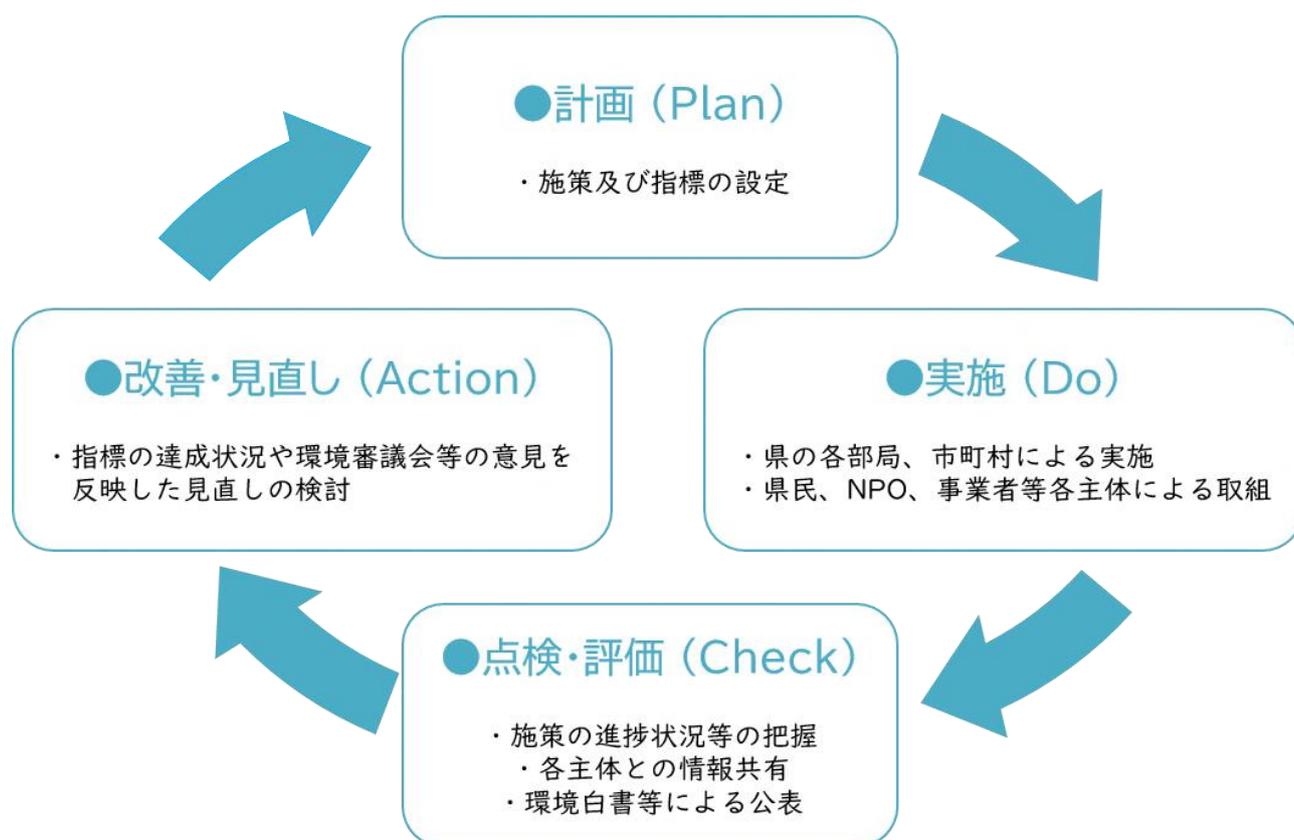
環境学習や環境活動への積極的な参加し、各主体間の連携・協働を促進する役割が期待されます。

2 令和新時代とっとり環境イニシアティブプランの進行管理

○本プランは、鳥取県の環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するためのものであり、環境に係る各分野別計画等に施策の基本的方向性を付与するものとして位置づけられます。このことを踏まえ、廃棄物対策、水質・大気保全対策等の各分野における具体的な施策・取組と連動させます。

○本プランの目標と施策は、県のホームページに公表し、県の工程表と連動させ、PDCA サイクル（計画 ⇒ 実施 ⇒ 点検評価・評価 ⇒ 改善・見直し）により進捗管理を行います。

また、鳥取県環境審議会や、とっとり環境イニシアティブ県民会議を定期的を開催し、本プランの進捗状況等について意見をいただき、改善に反映します。



○本プランの計画期間が2030年までと長期にわたることから、中間年に評価を行い、施策や目標等必要な見直しを実施します。また、中間年に限らず、社会情勢の変化等があった場合は、必要に応じて見直しを実施します。

<英数字>

数字

○3R

リデュース（排出抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生利用）のこと。

○4R

3Rにリフューズ（不要なものを断る）を加えたもの。

C

○CSR 活動

企業が倫理的観点から事業活動を通じて、自主的に社会貢献する責任のこと。

E

○ESD 教育

Education for Sustainable Development の略で「持続可能な開発のための教育」の意味。

○ESG 投資

企業経営や成長において、環境（Environment）・社会（Social）・企業統治（Governance）の各々の観点を持った上で配慮が必要だという考え方を評価した上で行う投資。

○EV

Electric Vehicle の略で、日本語では電気自動車。ガソリン自動車はガソリンをエンジンで燃焼させ、車を駆動させるのに対して、電気自動車は電動モーターで車を駆動させる。

○EV100

2030年までに事業利用における車両の100%を電気自動車にするなど目標を掲げた、企業による電気自動車の利用や環境整備促進を目指す国際ビジネスイニシアティブ。

F

○FCV

Fuel Cell Vehicle の略で、日本語では燃料電池自動車。燃料電池で水素と酸素の化学反応によって発電した電気エネルギーを使って、モーターを回して走る自動車のこと。

○FIT (固定価格買取制度)

再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する制度。

G

○GIS

Geographic Information System の略称で日本語では地理情報システムのこと。

I

○ICT

「Information and Communication Technology (情報通信技術)」の略で、通信技術を活用したコミュニケーションを指す。

○IoT

Internet of Things の略。従来インターネットに接続されていなかった様々なモノ（センサー機器、駆動装置（アクチュエーター）、建物、車、電子機器など）が、ネットワークを通じてサーバーやクラウドサービスに接続され、相互に情報交換をする仕組み。

○ISO 14001

環境マネジメントシステムの仕様（スペック）を定めた国際規格。

J

○J-クレジット制度

省エネルギー機器の導入や森林経営などの取組による、CO₂などの温室効果ガスの排出削減量や吸収量を「クレジット」として国が認証する制度。

K

○KES

特定非営利活動法人 KES 環境機構（京都市）が認証する「環境マネジメントシステム」の規格。

M

○MaaS

ICT を活用して交通をクラウド化し、公共交通か否か、またその運営主体にかかわらず、マイカー以外のすべての交通手段によるモビリティ（移動）を 1 つのサービスとしてとらえ、シームレス（途切れのない、繋ぎ目のない）に繋ぐ新たな「移動」の概念。

P

○PHV

Plug-in Hybrid Vehicle の略で、日本語では、プラグインハイブリッド自動車。外部電源から充電できるタイプのハイブリッド自動車で、走行時に CO₂や排気ガスを出さない電気自動車のメリットとガソリンエンジンとモーターの併用で遠距離走行ができるハイブリッド自動車の長所を併せ持つ自動車。

R

○RCPP

RCP は、IPCC 第 5 次評価報告書で評価された研究にも用いられた、温室効果ガスの代表的濃度経路 (Representative Concentration Pathways) のこと。

RCP8.5 は 4 種類のシナリオのうち、温室効果ガス排出が非常に高く、世界の平均気温上昇が最も大きくなりうるシナリオ。

○RE100

企業自らの事業の使用電力を 100%再生可能エネルギーで賄うことを目指す企業が加盟する国際的なイニシアティブ (消費電力量 100GWh 以上の企業(日本企業は 50GWh 以上)を対象)。

○Renewable

「再生可能な」という意味。

○RPF

Refuse derived paper and plastics densified Fuel の略称であり、主に産業系廃棄物のうち、マテリアルリサイクルが困難な古紙及び廃プラスチック類を主原料とした高品位の固形燃料。

S

○SBT

パリ協定が求める水準と整合した、5 年～15 年先を目標年として企業が設定する、温室効果ガス排出削減目標のこと。

○SDGs

Sustainable Development Goals の略で、持続可能な開発目標のこと。2015 年 9 月の国連サミットで全会一致で採択。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030 年を年限とする 17 の国際目標のこと。

○Society5.0

サイバー空間 (仮想空間) とフィジカル空間 (現実空間) を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会。IoT で全ての人とモノが繋がり、様々な知識や情報が共有され、今までに無い新しい価値を生み出すことで、課題や困難を克服。また、人工知能 (AI) により、必要な情報が必要なときに提供されるようになり、ロボットや自動走行車などの技術で、少子高齢化、地方の過疎化、貧富の格差などの課題が克服される。

○SPM

浮遊粒子状物質のこと。

T

○TEAS

県内の中小企業等の環境配慮活動への取組を容易にするため、環境配慮行動を審査登録・公表する県独自の制度として定めた鳥取県版環境管理システムのこと。

○TEAS I 種

高度な環境管理を行う企業等が取得対象となるもの。

○TEAS II 種

TEAS I 種よりやや簡易な環境管理を行う組織。

○TEAS III 種

簡易な環境管理を行う組織。

V

○V2H

「クルマ (Vehicle) から家 (Home) へ」を意味するこの言葉は、電気自動車に蓄えられた電力を、家庭用に有効活用する考え方のこと。

Z

○ZEB

Net Zero Energy Building (ネット・ゼロ・エネルギー・ビル) の略称で、「ゼブ」と呼ぶ。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のこと。

○ZEH

Net Zero Energy House (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス) の略称で、「ゼッチ」と呼ぶ。住まいの断熱性・省エネ性能を上げること、そして太陽光発電などでエネルギーを創ることにより、年間の一次消費エネルギー量 (空調・給湯・照明・換気) の収支をプラスマイナス「ゼロ」にする住宅を指す。

<五十音>

あ

○アクティビティ

「活動」「活気」の意味で、リゾート地等での遊び等を指す。

○アダプトプログラム

アダプト (adopt) とは、英語で「養子にする」という意味。アダプトプログラムとは、公共のスペースを分担して自分の子どものように愛情をもって面倒をみるとした、市民と行政が協働で進める清掃活動をベースとしたまち美化プログラム。

○アップサイクル

本来であれば捨てられるはずの廃棄物に、デザインやアイデアといった新たな付加価値を持たせることで、別の新しい製品にアップグレードして生まれ変わらせること。

い

○イノベーション

これまでのモノ・仕組みなどに対して全く新しい技術や考え方を取り入れて新たな価値を生み出して社会的に大きな変化を起こすこと。

う

○ウェルビーイング

身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることを意味する概念で、「世界保健機関(WHO)憲章」において健康の定義として明記されている。

え

○エコアクション 21

環境省が策定した日本独自の環境マネジメントシステム。

お

○温室効果ガス

大気中にあり、地表から放射された赤外線の一部を吸収することで、温室効果をもたらす気体のことで、主な温室効果ガスには、二酸化炭素(CO₂)のほかメタン、一酸化二窒素、フロンガスなどがある。

○思いやり(エシカル)消費

環境、人や社会、地域にやさしい商品やサービスを選ぶ“思いやり”のある買い物の仕方。

か

○カーボンニュートラル

ライフサイクルの中で、二酸化炭素の排出と吸収がプラスマイナスゼロになることを指す。

<

○クールシェア

エアコンの利用により電気の使用量が多くなる夏の昼間、節電のために暑さをがまんするのではなく、涼しい場所にみんなで集まり、家庭や地域で楽しみながら省エネ・節電に繋げる取組。

○グリーンインフラ

自然環境の持つ多様な機能を人工的なインフラの代替手段や補完手段として活用し、自然環境、経済、社会にとって有益な対策を社会資本整備の一環として進めようという考え方。

○グリーンカーテン

植物を建築物の外側に生育させることにより、建築物の温度上昇抑制を図る省エネルギー手法。

さ

○再エネ 100 宣言 RE Action

自治体、教育機関、医療機関等及び消費電力量 50GWh 未満の企業を対象とした、使用電力の再エネ 100%化宣言を表明しともに行動していくイニシアティブ。

○サプライチェーン

個々の企業の役割分担にかかわらず、原料の段階から製品やサービスが消費者の手に届くまでの全プロセスの繋がりのこと。

す

○ステークホルダー

利害関係者のこと。

せ

○センシング技術

センサー（感知器）などを使用してさまざまな情報を計測・数値化する技術。

た

○ダイオキシン類

塩素を含む物質の不完全燃焼や、薬品類の合成の際、意図しない副合成物として生成する。

ち

○地域循環共生圏

各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら、自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方。

て

○電子マニフェスト

産業廃棄物の処理を委託する際に委託者が発行する伝票を電子化し、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者が情報処理センターを介したネットワークでやり取りする仕組み。

○電気排出係数

電気排出係数とは、電気事業者が電力を発電し、供給するためにどれだけの二酸化炭素を排出したかを算出するための数値。発電の方法によって電気排出係数は変わり、数値が改善されて小さくなるほど、二酸化炭素の排出量が低減される。

と

○鳥取県グリーン商品認定制度

県内で発生した循環資源（廃棄物や間伐材等）を原材料として県内で製造、または加工されている商品について、一定の要件に適合するものを「鳥取県認定グリーン商品」として認定している。

○鳥取県の将来ビジョン

鳥取県では、地方創生を実現する鳥取県の目指す姿を県民の皆様と共有し、ともに取組を進めるための長期の方針をまとめた「鳥取県の将来ビジョン」、それを実現するための指針として「輝く鳥取創造総合戦略」を策定している。

○鳥取スタイル PPA

PPA は「Power Purchase Agreement(電力販売契約)」の略で、鳥取スタイル PPA とは施設所有者(電力消費者)が提供する敷地や屋根などのスペースに電力消費者以外の県内の発電事業者が太陽光発電設備を設置し、地域新電力会社と連携して発電された電力をその施設の電力消費者へ有償提供(自家消費)する仕組みで、再生可能エネルギーの確保とエネルギーの地産地消を推進するために実施する事業スタイル。

○トレードオフ

何かを得ると、別の何かを失う、相容れない関係のこと。

ね

○熱回収

廃棄物を焼却する際の熱エネルギーを回収し、利用すること。

は

○バーチャルパワープラント (VPP)

多数の小規模な発電所や、電力の需要抑制システムを一つの発電所のようにまとめて制御を行うこと。

○バイオマス

動植物から生まれた、再利用可能な有機性の資源。

○バイオマスプラスチック

生物資源(バイオマス)から作られた合成樹脂(プラスチック)。

○バリューチェーン

原材料や部品の調達活動、商品製造や商品加工、出荷発送、マーケティング、顧客への販売、アフターサービスまでの一連の事業活動を個々の工程の集合体ではなく、価値(Value)の連鎖(Chain)として捉える考え方。サプライチェーンは複数の企業の物の流れを表し、バリューチェーンは一つの企業の中での価値の加わり方を表す。

○フードシェアリング

ICT 等での情報共有により、賞味期限切れや売れ残り食品を減らしたい事業者と、安価に美味しい料理が購入できるという消費者をマッチングし、食品ロスを削減するサービス。

○フードドライブ

家庭などで余った食品等、家庭から福祉施設等へ無償で提供する活動。

○フードバンク

食品の製造工程で発生する規格外品等、企業から福祉施設等へ無償で提供する活動。

ほ

○星空ライトダウンキャンペーン

必要のない照明を消すことを呼びかけ、美しい星空を仰ぐなどスローな夜を楽しみ、環境問題について関心を高める取組。

ま

○マイクロプラスチック

環境中に存在する微細なプラスチックごみのこと。海洋に流出したプラスチックごみが紫外線等の作用により微細化し、海洋生物への影響が懸念されている。

○マテリアルリサイクル

物から物へ再生利用すること。

め

○メタンハイドレート

メタンと水が結合して結晶化した固体で、温室効果ガスの排出量が石油や石炭に比べ少ないとされている。

も

○モーダルシフト

貨物や人の輸送手段の転換を図ること。

ら

○ライフサイクル

経済社会の物質フローにおける、原材料調達、生産、流通、使用、廃棄に至るまでの全過程のこと。

わ

○ワンウェイプラスチック

1回使用されたあと、ごみまたは資源として回収されるプラスチックのこと。